

令和4年度

包括外部監査結果報告書の概要について

財産に関する事務の執行及び管理について

広島市包括外部監査人

弁護士 松本京子

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

財産に関する事務の執行及び管理について

### 3 事件を選定した理由

広島市の人口は年々増加しているものの、少子化・高齢化も進んでいる。

その一方で、本市の財政状況は、令和2年度の歳入総額7,861億円、歳出総額7,810億円となっており、市債残高は1兆円を超えている。

このような状況下において、社会保障を持続可能なものとするべく、公有財産が有効活用されているか、効率的な債権回収や適正な債権管理がされているかについては、市民の関心は高い。

これらを踏まえ、広島市において、令和2年2月「財産運営方針」「広島市行政経営改革推進プラン」が策定され、取組項目として「未利用地等の売却や市有資産の有効活用の促進」「収納率向上のための取組の推進」が掲げられているところである。

そこで、持続可能な財政基盤の構築のため、公有財産及び債権の管理状況を確認し、市有財産の有効活用が図られているか、関連する法令、条例、規則等に従い適正に管理されているか等の観点から監査することが有益であるため、令和4年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

### 4 監査対象期間

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度の執行分を含む。

### 5 監査の実施期間

令和4年5月18日から令和5年1月12日まで

### 6 監査対象部署

財 政 局:管財課、税務部税制課、同部市民税課、同部固定資産税課、収納対策部徴収第一課、同部特別滞納整理課

健康福祉局:保護自立支援課、障害福祉部障害自立支援課、保健部医療政策課

環 境 局:施設部施設課、同部埋立地整備管理課

経済観光局:観光政策部、農林水産部農政課、同部農林整備課、中央卸売市場食肉市場

都市整備局:住宅部住宅政策課

安 佐 北 区:市民部区政調整課、同部地域起こし推進課、農林建設部建築課

佐 伯 区:農林建設部農林課、同部地域整備課

教育委員会:総務部施設課

### 7 監査従事者

包括外部監査人 弁護士 松本 京子

補助者 公認会計士 黒田 健治

補助者	税理士	中畝 將博
補助者	税理士	楠部 誠
補助者	税理士	松本 真輝
補助者	弁護士	吉益 伸幸

## 8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9 監査の指摘及び意見

本報告書において記載した「監査の指摘」及び「監査の意見」については、以下のよう  
に定義した。

### (1) 監査の指摘

財務に関する事務の執行について、①合規性違反（法令、条例、規則、要綱、要領、基準、マニュアル、手引、契約条項等の規範等に抵触する場合）があり、違法性の程度が大きいと認められる場合又は②不当な場合

### (2) 監査の意見

「監査の指摘」に該当しないが、問題点等がある場合

## 第2 公有財産

### 1 監査の視点

- 1 「広島市行政経営改革推進プラン」の「未利用地等の売却や市有資産の有効活用の促進」に沿って、財産の処分の検討・活用が図られているか。
- 2 未利用・遊休となっている資産はないか。また、使用の見込みがなくなった公有財産について、活用、用途変更あるいは売却・貸付けが図られているか。
- 3 行政財産と普通財産の区別及び管理の掌握（所属・所管）が正しくなされているか。
- 4 土地の管理について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。
- 5 台帳は適切に整備されているか。
- 6 資産の取得及び売却処分は法令や条例・規則等に従い適切に実施されているか。
- 7 行政財産使用許可及び普通財産貸付けに係る事務手続は法令や条例・規則等に従い適切に実施されているか。また、使用料及び貸付料の算定には合理性があるか。

### 2 監査対象の決定方法

上記「1 監査の視点」から、平成22年度の包括外部監査の対象となった財産のうち未措置・未対応のもの、固定資産台帳の財産名称上「旧」「元」「仮称」等未利用となっていると推測されるもの及び未利用地リストから問題があるものを抽出選択し、監査対象を決定した。

### 3 監査の指摘及び意見の一覧

監査対象 (監査対象部署)	事項	区分		頁
		指摘	意見	
行政財産の用途の変更又は 廃止並びに所属替え及び所 管換えに関する事務 (財政局管財課)	行政財産の用途の変更又は廃止 並びに所属替え及び所管換えに 関する事務を速やかに実施する ことについて		○	13
公の施設の設置及び管理に 関する事務 (環境局施設部埋立地整備 管理課) (同部施設課)	設置及び管理につき条例の定め がされていなかったことについ て	○		13
	行政財産の用途廃止をせず普通 財産に分類変更していないこと について	○		13
普通財産の貸付け等に関す る事務 (財政局管財課)	普通財産の管理協定について	○		14
財産台帳 (財政局管財課)	財産台帳に価格の記載がないこ とについて	○		15
	財産台帳の附属資料について		○	15
公有財産の異動報告等 (財政局管財課)	公有財産の異動報告等における 運用手法について		○	16
固定資産台帳 (財政局管財課)	固定資産台帳の調整額について	○		16
	固定資産台帳と公有財産管理シ ステムの不一致について		○	18
雲出スポーツ公園予定地 (財政局管財課)	民有地との未確定の境界につい て	○		19
	境界未確定の民有地の取扱いに ついて	○		19

監査対象 (監査対象部署)	事項	区分		頁
		指摘	意見	
雲出スポーツ公園予定地 (財政局管財課)	管理協定について	○		19
	所管課の市有地の現状把握について		○	20
	所属替えについて		○	20
	放置されている簡易トイレについて		○	20
旧博物館山田町収蔵地 (財政局管財課)	未利用地の有効活用や売却等の検討について		○	21
	有償貸付中である普通財産の売却処分の検討について		○	21
旧広島農政事務所等敷地 (財政局管財課)	第三者が境界越境して広島市有地を物置として使用している件について	○		22
	所属替えについて		○	22
	放置されている洗濯槽について		○	22
元事業用代替地 (庚午中一丁目) (財政局管財課)	売却上の課題解決について		○	23
元事業用代替地 (庚午中四丁目) (財政局管財課)	売却上の課題解決について		○	23
元事業用代替地 (瀬野西五丁目) (財政局管財課)	売却促進に向けた対応について		○	24

監査対象 (監査対象部署)	事項	区分		頁
		指摘	意見	
元事業用代替地 (河内南一丁目) (財政局管財課)	売却促進に向けた対応について		○	24
旧福島教育集会所都町分館 (健康福祉局障害福祉部障害 自立支援課)	土地の未登記について	○		26
元光風苑 (健康福祉局障害福祉部障害 自立支援課)	売却促進に向けた対応について		○	26
	維持管理費用が発生していること について		○	27
真亀五丁目障害者施設敷地 (健康福祉局障害福祉部障害 自立支援課)	売却促進に向けた対応について		○	27
八幡が丘二丁目障害者作業所 (健康福祉局障害福祉部障害 自立支援課)	維持保全上の対応について		○	28
旧佐伯工場 (環境局施設部施設課)	解体等に向けた対応について		○	29
	売却促進に向けた対応について		○	29
	維持管理費用が発生していること について		○	29
旧佐伯暫定処理場 (環境局施設部施設課)	売却促進に向けた対応について		○	30
	維持管理費用が発生していること について		○	30
新出島処理場 (環境局施設部施設課)	長期的に未決定である処分等の 方針について		○	31

監査対象 (監査対象部署)	事項	区分		頁
		指摘	意見	
光南地区公園予定地 (環境局施設部施設課)	長期的に公園として整備されて いない公園予定地について		○	31
	所属替えについて		○	32
リサイクル施設用地 (環境局施設部施設課)	行政財産の用途廃止又は所属替 えについて		○	32
	未利用地の有効活用等の検討に ついて		○	32
筒瀬グリーンバンク広場 (仮称) 事業用地 (環境局施設部埋立地整備 管理課)	固定資産台帳上の名称・面積につ いて		○	33
白木町大河原廃川敷 (環境局施設部埋立地整備 管理課)	管理協定について	○		34
大谷埋立地建設事務所及び 揚湯施設建設用地・志屋地区 暫定ゲートボール場 (環境局施設部埋立地整備 管理課)	普通財産への分類変更について	○		35
元牛田第四小学校 (仮称) 予定地 (教育委員会総務部施設課)	平成 22 年度の包括外部監査の意 見に対し未措置であることにつ いて		○	35
	行政財産の用途廃止又は所管換 えについて		○	36
神田山教育施設予定地 (教育委員会総務部施設課)	公有財産の名称について		○	36

監査対象 (監査対象部署)	事項	区分		頁
		指摘	意見	
井口二丁目教育施設予定地 (教育委員会総務部施設課)	所属替えについて		○	37
	公有財産台帳への記載について		○	37
矢野南三丁目市有地 (教育委員会総務部施設課)	行政財産の用途廃止について		○	37
	花壇や排水用の溝の管理について		○	37
藤の木四丁目市有地 (教育委員会総務部施設課)	行政財産の用途廃止について		○	38
	バックネットの管理について		○	38
森林組合事務所 (経済観光局農林水産部農 林整備課)	所属替えについて		○	40
広島ユースホテル跡地 (経済観光局観光政策部)	有効活用の検討について		○	41
メッセ・コンベンション等交 流施設用地 (経済観光局観光政策部)	平成 16 年 2 月に一旦中止決定さ れたメセコンの今後の方針につ いて		○	41
	取得当初の目的として利用され ていない市有地の有効活用や処 分について		○	42
	トラック駐車場として貸付中の 市有地の使用状況について		○	42
	普通財産の現地確認の記録の必 要性について		○	42



監査対象 (監査対象部署)	事項	区分		頁
		指摘	意見	
法定外公共物（里道・水路） (経済観光局農林水産部農政課)	法定外公共物における管理に関する規程の見直しや条例制定の必要性を含めた包括的な検討について	○		43
J R 可部線廃線敷 (佐伯区農林建設部地域整備課)	所属替えのための減少手続(年度またぎ)について		○	44
事業用代替地（海老園二丁目） (佐伯区農林建設部地域整備課)	固定資産台帳上の適正な表示(年度またぎ)について		○	45
薪加工場（薪加工棟） (佐伯区農林建設部農林課)	管理協定について	○		45
	固定資産台帳の二重計上について		○	46
	把握していない収支の報告義務について		○	46
	未設定である目標や計画について		○	46
上市住宅跡地 (安佐北区市民部区政調整課)	行政財産の所属替え又は用途廃止について		○	47
JR 可部線廃線敷（旧駅広場） (安佐北区市民部地域起こし推進課)	管理協定について	○		48
	土地台帳と固定資産台帳の不整合について		○	48
	所在地が異なる財産を一つの土地台帳で管理していることについて		○	48

監査対象 (監査対象部署)	事項	区分		頁
		指摘	意見	
JR 可部線廃線敷 (旧駅広場) (安佐北区市民部地域起こし推進課)	把握していない収支の報告義務及び貸付方法等の検討について		○	49
	機能していない監督機能について		○	49
持開地共同作業場 (安佐北区市民部地域起こし推進課)	隣地との未確定の境界について	○		50
	売却の検討について		○	50
元城ちびっこ広場 (安佐北区市民部地域起こし推進課)	無縁墓地との未確定の境界について		○	51
	固定資産台帳上の普通財産・行政財産の適正な表示について		○	51
元高陽尾和住宅敷地 (安佐北区農林建設部建築課)	市有地を利用するために必要な私道の許可について		○	51
元安佐鈴張住宅敷地 (安佐北区農林建設部建築課)	固定資産台帳上の普通財産・行政財産の適正な表示について		○	52
元白木別所ブロック住宅 (安佐北区農林建設部建築課)	売却の検討について		○	52

対象物件一覧表

No.	施設名称	所管課	監査の 視点
1	雲出スポーツ公園予定地	財政局 管財課	3, 4
2	旧博物館山田町収蔵地	財政局 管財課	1, 2, 4
3	旧広島農政事務所等敷地	財政局 管財課	3, 4
4	元事業用代替地（庚午中一丁目）	財政局 管財課	1
5	元事業用代替地（庚午中四丁目）	財政局 管財課	1
6	元事業用代替地（瀬野西五丁目）	財政局 管財課	1
7	元事業用代替地（河内南一丁目）	財政局 管財課	1
8	旧似島診療所	健康福祉局保健部 医療政策課	-
9	旧都町会館	健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課	-
10	旧福島教育集会所 都町分館	健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課	4
11	元光風苑	健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課	1, 4
12	真亀五丁目障害者施設敷地	健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課	1
13	八幡が丘二丁目障害者作業所	健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課	4
14	旧佐伯工場	環境局施設部 施設課	1, 2, 4
15	旧出島処理場	環境局施設部 施設課	-
16	旧佐伯暫定処理場	環境局施設部 施設課	2, 4

No.	施設名称	所管課	監査の 視点
17	新出島処理場	環境局施設部 施設課	2
18	光南地区公園予定地	環境局施設部 施設課	1, 3
19	リサイクル施設用地	環境局施設部 施設課	2, 3
20	筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業 用地	環境局施設部 埋立地整備管理課	5
21	白木町大河原廃川敷	環境局施設部 埋立地整備管理課	4, 7
22	大谷埋立地建設事務所及び揚湯施設建 設用地・志屋地区暫定ゲートボール場	環境局施設部 埋立地整備管理課	3, 7
23	元牛田第四小学校（仮称）予定地	教育委員会 総務部施設課	1, 3
24	神田山教育施設予定地	教育委員会 総務部施設課	5
25	井口二丁目教育施設予定地	教育委員会 総務部施設課	3, 5
26	矢野南三丁目市有地	教育委員会 総務部施設課	3, 4
27	藤の木四丁目市有地	教育委員会 総務部施設課	3, 4
28	分収林（民有地） 計 89 件	経済観光局農林水産部 農林整備課	-
29	オブジェ パピヨンタワー	経済観光局農林水産部 農林整備課	-
30	森林組合事務所	経済観光局農林水産部 農林整備課	3
31	平和記念公園レストハウス	経済観光局 観光政策部	-
32	広島ユースホテル跡地	経済観光局 観光政策部	1
33	メッセ・コンベンション等交流施設用 地	経済観光局 観光政策部	1, 4, 7

No.	施設名称	所管課	監査の 視点
34	旧食肉市場跡地	経済観光局中央卸売市場 食肉市場	-
35	法定外公共物（里道・水路）	経済観光局農林水産部 農政課	3, 5
36	JR 可部線廃線敷	佐伯区農林建設部 地域整備課	3
37	事業用代替地（海老園二丁目）	佐伯区農林建設部 地域整備課	5
38	薪加工場（薪加工棟）	佐伯区農林建設部 農林課	4, 5
39	上市住宅跡地	安佐北区市民部 区政調整課	3
40	JR 可部線廃線敷（旧駅広場）	安佐北区市民部 地域起こし推進課	4, 5
41	持開地共同作業場	安佐北区市民部 地域起こし推進課	1, 4
42	元城ちびっこ広場	安佐北区市民部 地域起こし推進課	4, 5
43	元高陽尾和住宅敷地	安佐北区農林建設部 建築課	2
44	元安佐鈴張住宅敷地	安佐北区農林建設部 建築課	5
45	元白木別所ブロック住宅	安佐北区農林建設部 建築課	1
46	元可部行森住宅敷地	安佐北区農林建設部 建築課	-

#### 4 監査の指摘及び意見

##### (1) 監査の意見（視点3）～行政財産の用途の変更又は廃止並びに所属替え及び所管換えに関する事務を速やかに実施することについて

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」と定めている。行政財産の用途変更・用途廃止・所属替え・所管換えが予定される場合、あるいはその実態を有するに至った場合には、速やかに該当する手続をとることで、公有財産の現状を常に把握することができるため、公有財産の効率的な運用が可能になる。

ところが、広島市においては、後記「(9) 現地視察等」で詳述するとおり、所管課が他の課に使用承認を繰り返し、所管課による現地管理が及んでいない物件が見受けられた（「雲出スポーツ公園予定地」「旧広島農政事務所等敷地」など）。

公有財産の「使用承認」は、あくまで一時的な使用を認めるものであり、その使用が長期間にわたる場合には、わずかな部分を使用させるもので当該部分を所属替え等することが困難又は不相当であるときを除き、原則として所属替え又は所管換えの手続をとる必要がある（「公有財産管理事務の手引」67頁）。

したがって、公有財産の管理・運用の実態に即し、行政財産の用途変更・用途廃止・所属替え・所管換えが予定される場合、あるいはその実態を有するに至った場合には、速やかに行政財産の用途変更・用途廃止・所属替え・所管換えを実施することが望ましく、管財課も所管課に対し、その方針を周知徹底することが望ましい。

##### (2) 監査の指摘（視点3、7）

###### (ア) 設置及び管理につき条例の定めがされていなかったことについて

広島市によれば、大谷埋立地建設事務所及び湯湯施設建設用地・志屋地区暫定ゲートボール場（以下「本物件」という。）につき、全施設完成後、条例を定めることとしていたようである。しかし、公の施設の設置とは、住民の利用に供する施設の利用を開始することをいう（新版逐条地方自治法第9次改訂版1105頁）ところ、全施設完成を待つて条例制定するとすれば、当該完成期間が長期にわたる場合、全施設のうち一部を先行して住民の利用に供された公の施設につき、その設置及び管理に関する条例の根拠がないことになり、条例制定により公の施設の設置及び適切な管理を確保しようとした法の趣旨に反する。本物件においても、約10年以上にわたり、設置管理条例の定めがされていなかった。

今後は、公の施設の設置管理の際、長期にわたって条例制定がされない事態を未然に防止する対策を講じるべきである。

###### (イ) 行政財産の用途廃止をせず普通財産に分類変更していないことについて

行政財産と普通財産とは、その管理方法や手続が異なる（地方自治法第238条

の4及び第238条の5、広島市財産条例第2条から第5条まで及び第9条、広島市財産規則第3章第4節及び第5節)。

そのため、行政財産・普通財産を適切に分類しているかは当該財産の管理方法・手続に直接影響を及ぼす点で極めて重要である。

たとえば、地元団体に当該財産の管理を委託する場合でいえば、前者は指定管理者制度、後者は管理協定によることが考えられる(もっとも、現在の広島市における管理協定の問題点については、後述(3))。本物件についても、行政財産に分類したままであった以上、地元団体に包括的な管理を委託することは適当ではない。

なぜなら、「清掃、警備などといった個々の具体的な業務を業務委託契約によって民間業者に個々に委託することはともかく、これらの業務を一の民間事業者に包括的に行わせることは、平成十五年改正の趣旨に鑑みれば原則として適当ではなく、当該民間事業者を指定管理者として指定すべきである」(逐条地方自治法1111頁、地方自治法質疑応答集三〇二七の三頁)からである。

本物件については、本来の行政目的を失った平成23年頃の時点で、行政財産の用途廃止を行い、普通財産への分類変更を検討すべきであった。しかし、広島市はその検討を怠り、漫然と本物件を行政財産としたまま、地元団体と包括的管理協定を締結した。

本物件以外にも、本物件と類似状況の他物件(笹利スポーツ広場)が存在する。

同広場は、昭和60年の五日市町合併に伴い引継・取得したもので、公有財産台帳上、行政財産として登録しているが、当初から地元団体に加入する特定の者の利用に供することを目的とし、住民の一般的な共同利用に供していなかった。

同広場については、昭和60年の時点で、行政財産とするか普通財産とするかを検討すべきであったが、その検討を怠り、漫然と行政財産として分類登録した。

したがって本物件及び同広場について、速やかに行政財産の用途廃止を行い、普通財産に分類変更すべきである。なお、本物件の詳細については、「(9) 現地視察等」で述べる。

### (3) 監査の指摘(視点4、7)～普通財産の管理協定について

監査対象とした物件のうち、雲出スポーツ公園予定地、JR可部線廃線敷(安芸飯室駅)、薪加工場及び白木町大河原廃川敷において、地元団体と管理協定を締結して同団体に包括的管理を委ねている。

上記物件において管理協定を選択するに際し、いずれの物件においても、賃貸借と管理協定との収支比較、すなわち、賃料に比し管理費が上回るため管理協定が適切であるといった検討がなされるべきであるが、その形跡は見当たらなかった。当該物件においては使用貸借(無償貸付け)が認められないこともあって、管理協定を選択している物件もあった。

このような経緯は、普通財産の貸付けにおいて、適正な対価による有償貸付け（時価貸付け）が原則とされることで間接的に地方公共団体の財政に貢献すること（「公有財産管理事務の手引」59頁）に反する。のみならず、賃料の減免できる場合、賃料、賃貸期間を細かく規定した広島市財産条例、同規則、同事務取扱要領の趣旨にも反する。

しかも、いかなる場合に管理協定を選択することができるか、受託者の資格の基準、収益に関する取決め、管理協定の手続等が条例や規則等で定められていない。その結果、管理協定の締結が行政機関の自由裁量に委ねられている状態であり、立法機関による抑制機能が働き難い状況にある。

また、いずれの管理協定も、委託者である広島市に報告義務を課すものはなく、公有財産の管理といった側面からも適切な取扱いとはいえない。

したがって、広島市において、条例ないし規則等で、管理協定の要件、手続、委託する場合の契約事項を定めることにより、普通財産の適切な管理・運用を図るべきである。

#### (4) 監査の指摘（視点5）～財産台帳に価格の記載がないことについて

公有財産管理システムから出力された土地台帳及び建物台帳の現在価格欄には、一つの監査対象課を除き、何ら記載がされていなかった。

公有財産の取得、管理及び処分を適正に行うためには、公有財産の現況を的確に把握することが必要であり、そのためには公有財産の取得、管理及び処分等の増減の異動状況並びに管理・運用の状況を常に台帳に正確かつ適正に明示しておくことが必要とされる（「公有財産管理事務の手引」72頁）。

このような財産台帳の意義からすれば、財産台帳に価格の記載がないことは、広島市財産規則第18条第2項第4号に抵触する。

今後は、公有財産管理システム上、価格を入力しなければ次画面に進むことができないような設定を行うとともに所管課に周知する等の対応をとるべきである。

さらには、後述「固定資産台帳」で引用する総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」で提言されている、効率的な資産管理という観点から、将来的には、財産台帳と固定資産台帳を一体的な管理、あるいは一元化を行うことも視野に入れるべきと考える。

#### (5) 監査の意見（視点5）～財産台帳の附属資料について

監査対象課において、広島市財産規則第18条第2項に定める財産台帳に記載される公有財産に必要な図面その他の資料の附属（以下「附属資料」という。）についてヒアリング及び確認したところ、該当の附属資料を複数冊のファイルから探し出していた。また公有財産管理システムから出力された土地台帳及び建物台帳の境界態様、公図、実測図、測量方法欄には、一の対象課を除き、何ら記載がなかった。

公有財産管理システムのメニュー「イメージ登録」において、財産の平面図や登記簿



の写しなどの参考資料をシステムに登録できる仕様になっていることから、右メニューを活用することが望ましい。もっとも、データにすることが難しい図面等については、同システムに保管場所を入力する等の工夫により、保管場所を明らかにすることが望ましい。

#### (6) 監査の意見（視点5）～公有財産の異動報告等における運用手法について

公有財産の各所管課では、公有財産の異動があった場合、公有財産管理システムに各所管課が入力処理を行い、その後、管財課が確定処理を行うことになっている。しかしながら、所管課において公有財産の異動報告が当該事業年度内にされていないものが散見された（「JR 可部線廃線敷（佐伯区地域整備課所管）」、「事業用代替地（海老園二丁目）」）。管財課においても、公有財産異動報告書のファイルを確認したところ、添付資料がないものもあり、確定入力に当たってチェック機能が働いていない。

課長はその所管に属する公有財産について、①その年における現在高②前年の4月1日からその年の3月31日までの間における使用許可及び貸付けの状況を毎年4月30日までに管財課長に通知しなければならないこと及び会計管理者に当該年度の上半期・下半期に係る状況を通知する必要があることから、管財課においては、例年、3月と10月に発出する公有財産の異動報告についての依頼文の中で、適宜の異動報告を周知するとともに、財務会計システムから出力した「現在高調書」のPDFファイルを確認するよう所管課に依頼している（以下「報告・確認依頼」という。）。ところが、所管課においては公有財産管理システムに入力するのみで通知は行っていない。

公有財産の異動報告及び現在高通知等は、議会に提出される法定の決算関係資料の基礎となるものであり、財産所管課長においては、公有財産台帳とよく照合する等チェックの徹底を図り、報告漏れ等のないよう細心の注意を払って対応しなければならない（「公有財産管理事務の手引」74頁）。

このような公有財産の異動報告及び現在高通知等の役割に照らせば、所管課は当該事業年度内に漏れなく資料を添付した上で異動報告を行い、管財課は報告・確認依頼だけでなく、依頼に対する回答を要請するとともに、システムの確定処理の際、その資料を十分チェックすることが望ましい。

また、現在高等通知書については、管財課から各所管課に通知書の提出を働きかけるなどの運用をすることが望ましい。

#### (7) 監査の指摘（視点5）～固定資産台帳の調整額について

下表のとおり、広島市の作成・公表している固定資産台帳を確認すると、「資産（施設）名称」に「調整額（令和3年度の固定資産台帳で修正予定）」と記載されているものがあつた。

固定資産台帳が財務書類作成のための補助簿としての機能を有し、その現在高は貸借対照表に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示されることからすると（総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」）、広島市の固定資産台帳は、「資産（施設）名称」に資産の詳細が不明である「調整額」を記載することによってはじめて、貸借対照表の現在高及びその期中の増減額が純資産変動計算書と一致することになる。

そうすると、広島市の「調整額」を記載した固定資産台帳は、固定資産台帳としての機能を果たしていない点及びその金額も大きく特に令和 2 年度末においては資産別の調整額合計が 54 億円超にも及んでいる点で、不適切であるといわざるを得ない。

したがって、「調整額」によって固定資産台帳の現在高と貸借対照表の現在高との一致を図るのではなく、作成手順を見直すなどし、本来の固定資産台帳の機能を発揮させるべきである。

#### 【固定資産台帳における「調整額」の推移】

（単位：千円）

勘定科目	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末
事業用資産／ 土地	△14	37,140	32,023	△6,772	134,324
事業用資産／ 建物（本体）	—	△5,150	—	35,734	29,827
事業用資産／ 建物（附属設備）	—	—	112,612	△45,001	3,360
事業用資産／ 工作物	—	△313,102	3,952	△30,452	△3,360
事業用資産／ 建物仮勘定	—	—	—	93,556	△1,195,938
インフラ資産 ／土地	—	—	△437	△71,948	△1,025
インフラ／建 物（本体）	—	△21	31	5,874	△9,702
インフラ／建 物（附属設備）	—	—	10,842	△3,264	—
インフラ資産 ／工作物	—	△358,099	△23,982	44,272	△3,471,619
インフラ資産 ／建設仮勘定	—	—	—	163,905	145,649

勘定科目	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末
無形固定資産 ／ソフトウェア	—	—	—	116,025	△428,532
有形固定資産 ／物品	—	—	△65	4,790	△299
差引合計	△14	△639,233	134,877	306,719	△4,797,315
絶対値合計	14	713,512	183,944	534,086	5,423,635

※固定資産の会計区分は、財務書類の一般会計等（一般会計及び地方公営企業会計以外の特別会計）と同様とした。

#### (8) 監査の意見（視点 5）～固定資産台帳と公有財産管理システムの不一致について

後記「(9) 現地視察等」で詳述するとおり、固定資産台帳と公有財産管理システムの同一項目につき、不一致が生じている項目が複数あった。また、固定資産台帳の数量（面積）の端数処理が統一されていないかった。

固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財産状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠である（「統一的な基準による地方公会計マニュアル」125 頁）。

したがって、広島市においても、少なくとも同一項目に関しては、固定資産台帳と公有財産管理システムの情報を一致させることが望ましい。また、固定資産台帳の数量（面積）についても端数処理を統一させることが望ましい。

広島市では、固定資産台帳の作成はなされていることから、今後は固定資産台帳の活用を念頭において、一層の整備を促進すべきである。

具体的には、将来的には一体的な管理を行うようにすることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することを検討することが望ましい（「統一的な基準による地方公会計マニュアル」126 頁）。

## (9) 現地視察等

### ア 財政局管財課所管分

No. 1

名称	雲出スポーツ公園予定地
所管	財政局管財課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	佐伯区湯来町大字多田 10064-2 外 30 筆
土地の面積（固定資産台帳）	21,724.99 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	18,480,342 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

#### 【監査の指摘 1】（視点 4）～民有地との未確定の境界について

当該市有地の一部について、湯来町から引き継いだ平成 17 年 4 月時点で、民有地のままとなっている。広島市財産規則第 16 条第 4 号において土地の境界について不明な点がないか最善の注意を払い、経済的かつ効率的に使用されることが求められている。しかしながら、境界の確定は現在まで長年にわたり実施されておらず放置されている。この状況は、最善の注意を払って経済的かつ効率的に使用されているとはいえない。早期に民有地所有者と協議し、境界の確定をするべきである。

#### 【監査の指摘 2】（視点 4）～境界未確定の民有地の取扱いについて

当該市有地の一部に民有地が含まれることを把握しているにもかかわらず、民有地を含む全域について、平成 30 年 6 月以降、佐伯区地域起こし推進課へ使用承認している。さらに、平成 31 年 3 月以降、佐伯区地域起こし推進課は、地元団体と、管理協定を締結している。使用承認書及び管理協定書に民有地についての取扱いについて何ら記載がない。広島市財産規則第 16 条第 4 号において土地の境界について不明な点がないか最善の注意を払い、経済的かつ効率的に使用されることが求められている。しかしながら、境界に不明点がある状況で全域を使用承認させ、さらに全域を地元団体に管理させている現状は、最善の注意を払っているとはいえない。当該民有地については、境界確定させて当該民有地以外の使用承認及び管理協定を締結するべきである。

#### 【監査の指摘 3】（視点 4）～管理協定について

当該市有地は、地元団体と管理協定を締結して同団体に包括的管理を委ねている。しかし、いかなる場合に管理協定を選択することができるか、受託者の資格の基準、収益に関する取決め、管理委託の手續等が条例や規則等で定められていない。その結果、管理協定の締結が

行政機関の自由裁量に委ねられている状態であり、立法機関による抑制機能が働き難い状況にある。また、広島市に報告義務を課すものではなく、公有財産の管理といった側面からも適切な取扱いとはいえない。したがって、広島市において、条例ないし規則等で、管理委託の要件、手続、委託する場合の契約事項を定めることにより、普通財産の適切な管理・運用を図るべきである（14 頁参照）。

**【監査の意見 1】（視点 4）～所管課の市有地の現状把握について**

広島市財産規則第 16 条で、課長は、その所管に属する公有財産の管理について、常に現状を把握することを求めている。当該市有地の所管は管財課であるが、平成 30 年 6 月以降、佐伯区地域起こし推進課へ使用承認させて、何ら報告を求めている。使用承認書の条件の一つは、「使用承認物件にかかる苦情等問題が発生した場合は、佐伯区市民部地域起こし推進課において対処すること。」とされ、それらについても報告を求めているため、常に現況を把握できているとはいえない。使用承認させる場合も使用状況や苦情等問題については、報告させることが望ましい。

**【監査の意見 2】（視点 3）～所属替えについて**

所管課未定分については、財政局管財課が現地調査等を行い所管課を決めるものとされ、雲出スポーツ公園予定地も対象となっている（湯来町公有財産調査における問題点及び処置状況調書（湯来町作成、広島市修正分（平成 17 年 3 月時点））が、現在まで現地調査等の記録がなく実施されておらず、所管は管財課のままである。平成 17 年 4 月の未定財産中間報告によると、「当該財産は、スポーツ公園整備事業として事業認定を受け買収した土地であり、湯来町は公園として維持管理する必要があるという意向であるため、公園として都市計画局緑化推進部が今後の取扱い等の検討を行うことが妥当であるとしている。」としているが、現在まで何ら検討がされていない。さらに所属替えの打診も行った記録もない。平成 30 年 6 月以降、佐伯区地域起こし推進課へ継続的に使用承認している状況を鑑みると、実態に合わせて佐伯区地域起こし推進課に所属替えすることが望ましい。

**【監査の意見 3】（視点 4）～放置されている簡易トイレについて**

当該市有地利用のために、令和 2 年度に企画総務局地域活性推進課の補助金により地元団体がトイレを新設している。その後利用されなくなった簡易トイレが処分されず、放置されている状況である。不法投棄や衛生上の問題に発展する可能性もあることから、管理協定先である地元団体に、適切に処分又は管理をするよう指導することが望ましい。

No.2

名称	旧博物館山田町収蔵地
所管	財政局管財課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	西区山田町 94-4
土地の面積（固定資産台帳）	5,255 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	102,472,500 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

**【監査の意見 1】**（視点 2、4）～未利用地の有効活用や売却等の検討について

現在は、当該市有地のうち、大部分の 4,393.70 m<sup>2</sup>が未利用地である。この土地は、平成 10 年 9 月 1 日以降未利用地のまま放置されている。長らく放置されている状況は、最善の注意を払い、経済的かつ効率的に使用されるようにしているとはいえない（広島市財産規則第 16 条）。以上から、4,393.70 m<sup>2</sup>の部分についても売却を含む有効活用を検討することが望ましい。

**【監査の意見 2】**（視点 1）～有償貸付中である普通財産の売却処分の検討について

当該市有地 5,255 m<sup>2</sup>のうち 861.30 m<sup>2</sup>を駐車場敷地として有償貸付中である。平成 18 年 7 月から 1 年ごとに土地一時賃貸借契約が締結されている。約 20 年以上にわたり同一の貸付先である。当該市有地は平成 20 年 12 月に当貸付先から購入を検討している旨の申入れを受けているにもかかわらず売却に至っていない。平成 20 年 12 月以降、広島市は何ら同社に対して購入の意思確認をしておらず、また同社以外への売却可能性を検討していない。普通財産（不動産）の貸付事務要領の第 1 基本方針の 2 に「現に継続貸付中の普通財産は、将来市において必要と認められるものその他特別の事情があるものを除き、その売却処分を積極的に推進するものとする。」とあるにもかかわらず、その売却処分を積極的に推進している状況とはいえない。広島市のホームページに売却が可能な物件として掲載するなど早期売却も検討することが望ましい。

No.3

名称	旧広島農政事務所等敷地
所管	財政局管財課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	南区南蟹屋二丁目 735-3 外 1 筆
土地の面積（固定資産台帳）	13, 521. 97 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	1, 223, 386, 713 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の指摘】（視点 4）～第三者が境界越境して広島市有地を物置として使用している件について

令和 4 年 8 月 23 日に実地監査を実施したが、バス駐車場北側で第三者が境界越境して物置として使用中である。広島市財産規則第 16 条において現状を把握し適切な管理を求める注意義務が定められている。境界越境が常態化するおそれもあり、定期的な見回りを実施し、境界越境に対しては、注意喚起を行っていくべきである。

【監査の意見 1】（視点 3）～所属替えについて

平成 24 年 10 月より、経済観光局観光政策部に対し、団体バス駐車場として使用承認中である。経済観光局の使用が常態化している現状が 10 年近くになる。現在は、修学旅行のバス駐車場、プロ野球試合開催時の駐車場、その他の需要も高く代替地もない。広島城周辺に新たにバス駐車場整備の予定ということであるが、近くに「MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島」があるため、広島城周辺に新たに整備後もプロ野球試合開催時は、今後の需要も見込まれる。また、経済観光局により、近隣住宅にバスのライトを照射することを防ぐ柵や舗床（アスファルト）を工作物として設置している現状もあり、広島市の観光施策として、バス駐車場の需要を全体で把握し、経済観光局に所属替えを行い維持管理を行っていくことが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 4）～放置されている洗濯槽について

こども未来局こども・家庭支援課に対し使用承認している敷地上の仮施設東側に令和 4 年 8 月 23 日実地監査時に洗濯槽のゴミの不法投棄が認められた。広島市財産規則第 16 条において現状を把握し適切な管理を求める注意義務が定められている。ゴミの不法投棄常態化を防ぐためにも定期的な見回りを実施することが望ましい。

## No.4

名称	元事業用代替地（庚午中一丁目）
所管	財政局管財課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	西区庚午中一丁目 310-18
土地の面積（固定資産台帳）	103.70 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	11,147,335 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

## 【監査の意見】（視点1）～売却上の課題解決について

本物件の取得経緯の詳細は不明であるが、残地という消極的な理由で取得し、活用目的もないため、長期間にわたり未活用となっている。現在、売却を検討している物件とのことであるが、進入路がないなど売却上の課題について具体的な対応策の検討などが行われず、売却等が促進されていない。このことは、「広島市行政経営改革推進プラン」の「未利用地等の売却や市有財産の有効活用の促進」に沿っているとはいえず、財産の処分の検討・活用が図られていないため、早期に対応策を講じ、売却等を促進することが望まれる。

## No.5

名称	元事業用代替地（庚午中四丁目）
所管	財政局管財課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	西区庚午中四丁目 20-5
土地の面積（固定資産台帳）	355.52 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	38,216,977 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

## 【監査の意見】（視点1）～売却上の課題解決について

本物件は、今後の具体的な利用計画はなく、長期間未利用であるため、売却を予定しているようであるが、売却上の課題解決作業が中断しているため、売却等が促進されていない。このことは、「広島市行政経営改革推進プラン」の「未利用地等の売却や市有財産の有効活用の促進」に沿っているとはいえず、財産の処分の検討・活用が図られていないため、課題解決に向けた作業を継続的に行い、売却等を促進することが望まれる。



## No.6

名称	元事業用代替地（瀬野西五丁目）
所管	財政局管財課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	安芸区瀬野西五丁目 35 外 3 筆
土地の面積（固定資産台帳）	3,068.00 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	75,580,180 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

## 【監査の意見】（視点1）～売却促進に向けた対応について

本物件は、土地の使用承認の実績はあるものの、今後の具体的な利用計画はなく、長期間にわたり未利用となっており、近年、獣害による法面の一部崩壊があるなど維持管理費用も発生しているが、売却等を促進するために実態調査、課題整理などが行われていない。このことは、「広島市行政経営改革推進プラン」の「未利用地等の売却や市有財産の有効活用の促進」に沿っているとはいえず、財産の処分の検討・活用が図られていないため、早期に売却等を促進することが望まれる。

## No.7

名称	元事業用代替地（河内南一丁目）
所管	財政局管財課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	佐伯区河内南一丁目 43-3 外 1 筆
土地の面積（固定資産台帳）	1,417.93 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	36,039,526 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

## 【監査の意見】（視点1）～売却促進に向けた対応について

本物件は、土地の使用承認はあるものの、今後の利用計画はなく、長期間にわたり未利用であり、売却を検討しているようであるが、広島市ホームページの広島市有地の売却・貸付情報に掲載はなく、売却等を促進するために実態調査、課題整理なども行われていない。このことは、「広島市行政経営改革推進プラン」の「未利用地等の売却や市有財産の有効活用の促進」に沿っているとはいえず、財産の処分の検討・活用が図られていないため、早期に売却等を促進することが望まれる。

イ 健康福祉局保健部医療政策課所管分

No.8

名称	旧似島診療所
所管	健康福祉局保健部医療政策課
財産の区分	普通財産
種目	建物
所在地	南区似島町
土地の面積（固定資産台帳）	—
建物の面積（固定資産台帳）	91.53 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	—
建物の取得価格（固定資産台帳）	9,104,400 円

【監査の指摘・意見】なし。

ウ 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課所管分

No.9

名称	旧都町会館
所管	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	西区都町 29
土地の面積（固定資産台帳）	270.24 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	29,628,032 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の指摘・意見】なし。

## No.10

名称	旧福島教育集会所 都町分館
所管	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	西区都町 59-1
土地の面積（固定資産台帳）	89.8 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	9,845,312 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

## 【監査の指摘】（視点4）～土地の未登記について

本物件は、隣接する旧都町会館用地と一体となって更地となっているが、本物件 89.8 m<sup>2</sup>部分が昭和 50 年頃広島県から広島市に払い下げられた際に登記手続を行っておらず未登記となっている。広島市財産規則第 12 条によると「登記又は登録ができる財産を買入れ又は交換、寄附その他の方法により取得したときは、速やかにその手続を行うものとする。」とあり、速やかに登記を実施すべきである。

## No.11

名称	元光風苑
所管	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
財産の区分	普通財産
種目	土地・建物
所在地	西区大芝二丁目 12-2
土地の面積（固定資産台帳）	401.55 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	624.75 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	45,000,905 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	84,341,250 円

## 【監査の意見1】（視点1）～売却促進に向けた対応について

本物件は平成 18 年の用途廃止以降、未利用であり、今後の具体的な利用計画もなく、売却を検討しているようであるが、広島市ホームページの広島市有地の売却・貸付情報に掲載はなく、売却等を促進するために実態調査、課題整理なども行われていない。このことは、「広島市行政経営改革推進プラン」の「未利用地等の売却や市有財産の有効活用の促進」に沿っているとはいえ、財産の処分の検討・活用が図られていないため、早期に財政局管財課と協議し建物付土地として売却等を促進することが望まれる。

なお、本物件の所在地は、広島市の中心部からも近く、利便性もよい立地にあることから、早期に売却可能と思われる。

**【監査の意見 2】（視点 4）～維持管理費用が発生していることについて**

本物件は長期間未利用地であるが、除草等の費用など維持管理費用が発生していることから、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当であるとは認められないため、売却等による早期の対応が望まれる。

No.12

名称（土地）	真亀五丁目障害者施設敷地
名称（建物）	元真亀幼稚園 外 3
所管	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
財産の区分	普通財産
種目	土地・建物
所在地	安佐北区真亀五丁目 46
土地の面積（固定資産台帳）	2,937.00 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	766.00 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	122,904,639 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	197,917,270 円

**【監査の意見】（視点 1）～売却促進に向けた対応について**

所管課の今後の対応としては、当該物件の利用希望法人が現れた場合には、建物解体費用の予算要求等を検討し、財産の有効利用を図るとしているが、平成 25 年の所管換え以降、不定期に貸付けはしているものの、具体的な対応策の検討などが行われず、売却や有効活用の促進がされていない。このことは、「広島市行政経営改革推進プラン」の「未利用地等の売却や市有財産の有効活用の促進」に沿っているとはいえず、財産の処分の検討・活用が図られていないため、早期に対応策を講じ、売却等を促進することが望まれる。

No.13

名称	八幡が丘二丁目障害者作業所
所管	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
財産の区分	普通財産
種目	土地・建物
所在地	佐伯区八幡が丘二丁目 292 外 1 筆
土地の面積（固定資産台帳）	1,652.92 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	260.54 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	61,039,029 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	15,632,400 円

**【監査の意見】**（視点 4）～維持保全上の対応について

本物件の所管課の今後の対応としては、土砂災害特別警戒区域内に所在することから、有効活用・売却とも困難であるため、今後も現状のまま維持管理を続けるとしている。しかしながら、除草作業等の費用などの維持管理費用が発生し、建物や遊具等の工作物が現存していることで自然災害による想定外の事態が起こる可能性があることなどから現状のまま長期間にわたり維持管理することは広島市財産規則第 16 条第 2 号において求められている公有財産の維持保全上不完全な点があると認められるため、建物の解体や遊具等の撤去など何らかの対応をすることが望ましい。

## エ 環境局施設部施設課所管分

No.14

名称	旧佐伯工場
所管	環境局施設部施設課
財産の区分（固定資産台帳）	普通財産（行政財産）
種目	土地・建物
所在地	佐伯区五日市町大字石内石原 1978-1 外 15 筆
土地の面積（固定資産台帳）	4,933.51 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	3,205.19 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	144,408,769 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	495,575,650 円

### 【監査の意見 1】（視点 2）～解体等に向けた対応について

本物件は今後の利用計画もなく、当該建物の再利用は困難であるにもかかわらず、用途廃止後 10 年近く未利用のまま経過していることは、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている「公有財産の使用目的及び使用状況が適当である」とは認められないため、有効利用計画の立案や売却するなど何らかの対応をすることが望まれる。

なお、所管課においても建物や煙突の解体が望ましいと考えていること、平成 24 年より地元から建物の解体要望があることから、本物件を解体するために予算措置を含め早期に解体することが望まれる。

### 【監査の意見 2】（視点 1）～売却促進に向けた対応について

所管課において、今後の利用計画や売却について具体的に何も検討されていない。このことは、「広島市行政経営改革推進プラン」の「未利用地等の売却や市有財産の有効活用の促進」に沿っているとはいえ、財産の処分の検討・活用が図られていないため、早期に売却等や有効利用を促進することが望まれる。

### 【監査の意見 3】（視点 4）～維持管理費用が発生していることについて

本物件は長期間未利用地であるが、除草等の費用など維持管理費用が発生していることから、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当であるとは認められないため、売却等による早期の対応が望まれる。

No.15

名称	旧出島処理場
所管	環境局施設部施設課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	南区出島二丁目 2-13
土地の面積（固定資産台帳）	15, 210. 80 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	1, 043, 232, 718 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の指摘・意見】なし。

No.16

名称	旧佐伯暫定処理場
所管	環境局施設部施設課
財産の区分	普通財産
種目	土地・建物
所在地	佐伯区五日市町大字上河内貝野原 972-4 外 19 筆
土地の面積（固定資産台帳）	15, 734. 08 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	2, 794. 33 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	77, 195, 472 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	185, 679, 300 円

【監査の意見 1】（視点 2）～売却促進に向けた対応について

本物件は今後の利用計画がなく、当該建物の再利用は困難であるにもかかわらず、用途廃止後 25 年近く未利用のまま経過していることは、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている「公有財産の使用目的及び使用状況が適当である」とは認められないため、有効利用計画の立案や売却するなど何らかの対応をすることが望まれる。

【監査の意見 2】（視点 4）～維持管理費用が発生していることについて

本物件は長期間未利用地であるが、除草等の費用など維持管理費用が発生していることから、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当であるとは認められないため、売却等による早期の対応が望まれる。

No.17

名称	新出島処理場
所管	環境局施設部施設課
財産の区分	普通財産
種目	土地・建物
所在地	南区出島二丁目 22-8 外 1 筆
土地の面積（固定資産台帳）	19,026 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	10,828.12 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	1,254,973,986 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	2,820,008,390 円

【監査の意見】（視点 2）～長期的に未決定である処分等の方針について

新出島処理場は、し尿処理及び浄化槽汚泥処理を行う施設として地元住民の理解の下、稼働し、平成 23 年 3 月にその役目を果たし、平成 24 年 3 月に用途廃止されている。その後、土壌調査を実施し、処分方法を検討されているもののいまだに処分方法が決定されていない。方針決定し、地元との協議や予算要求など適宜実施することが望ましい。

No.18

名称	光南地区公園予定地
所管	環境局施設部施設課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	中区光南三丁目 885-5 外 2 筆
土地の面積（固定資産台帳）	1,025.58 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	237,980,960 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の意見 1】（視点 1）～長期的に公園として整備されていない公園予定地について

平成 14 年 12 月に、広島南道路整備事業のため公園機能を失う道路北側の公園機能回復のために取得された土地である。しかしながら、約 20 年間、公園として整備されていない状況は好ましいとはいえない。公園として整備する意思があるのであれば早期に予算を確保し整備することが望ましい。



【監査の意見 2】（視点 3）～所属替えについて

当該市有地は、公園予定地として取得されている。さらに、平成 26 年 2 月以降スポーツ広場として開放されており、公園機能を一部果たしている。そのため、公園を整備する都市整備局緑化推進部公園整備課に所属替えすることが望ましい。

No.19

名称	リサイクル施設用地
所管	環境局施設部施設課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	安佐北区安佐町筒瀬後谷 703-4 外 112 筆
土地の面積（固定資産台帳）	51,094.82 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	1,562,435,210 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の意見 1】（視点 3）～行政財産の用途廃止又は所属替えについて

本物件は、一の資産として公有財産台帳上行政財産として管理しているが、平地と山林・法面等は、使用用途が違うこと、東端平地と西端平地とは道路でつながっているものの平地部分は離れており、一体的な施設等を建設することは難しく、現在、錠付きフェンスで区切られていることから、それぞれを公有財産台帳上区分して管理し、西端平地の更地及び山林・法面等は、公用に供していないため、普通財産とすることが望ましい。

なお、東端平地は、北部資源選別センターの敷地として利用しているが、土地の所管課は環境局施設部施設課となっている。しかしながら、稼働中の施設である北部資源選別センターの所管課が環境局業務部業務第一課であることから、その敷地である東端平地の所管課も環境局業務部業務第一課に所属替えすることが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 2）～未利用地の有効活用等の検討について

西端平地は、長期間にわたり未利用であり、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当であるとは認められないため、早期に何らかの対応が望まれる。

## オ 環境局施設部埋立地整備管理課所管分

No.20

名称	筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地
所管	環境局施設部埋立地整備管理課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	安佐北区安佐町筒瀬尼ヶ迫 1269-3 外 185 筆
土地の面積（固定資産台帳）	76,361 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	1,985,309,866 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

### 【監査の意見】（視点5）～固定資産台帳上の名称・面積について

本物件の固定資産台帳に記載されている「玖谷埋立地（筒瀬グリーンバンク広場）（インフラ資産／土地：一般会計：行政財産：面積なし：取得金額 262,627,480 円）」「グリーンバンク用地買戻し（インフラ資産／土地：一般会計：行政財産：面積なし：取得金額 701,056,230 円）」が、土地にもかかわらず面積の記載がないこと、公有財産管理システムに記載がないことについて確認した結果、「玖谷埋立地（筒瀬グリーンバンク広場）」は「筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地」に係る造成工事費用であり、「グリーンバンク用地買戻し」は「筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地」を用地先行取得特別会計から一般会計に買戻しした際の会計区分変更に伴い、固定資産台帳に記載されていた。

このことから、固定資産台帳に記載された「玖谷埋立地（筒瀬グリーンバンク広場）」は土地の造成工事費、「グリーンバンク用地買戻し」は会計区分変更に伴う変更であるため、固定資産台帳上それぞれ土地として一の資産とするものではなく、「筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地」として同一の資産とわかるよう公有財産管理システムと同様の名称に一致させることが望ましい。

また、本物件を精査したところ、面積は 76,407 m<sup>2</sup>であるため、固定資産台帳についても正しい面積に修正することが望ましい。

No.21

名称	白木町大河原廃川敷
所管	環境局施設部埋立地整備管理課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	安佐北区白木町井原大川原 4139-2 外 2 筆
土地の面積（固定資産台帳）	29,270 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	1,961,090 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

**【監査の指摘】**（視点 4、7）～管理協定について

本物件は、取得当初の役割を終え、具体的な有効活用策がなく、活用策を模索してきた経緯から、売却等を検討することが本来は望ましい。

しかしながら、現在は行政財産としての役割を終えたのち、平成 28 年 8 月 31 日普通財産として、地元団体に包括的管理を委ねる管理協定（以下「本件管理協定」という。）を締結している。前述したとおり、広島市において、条例ないし規則等で管理協定につき定め、普通財産の適切な管理・運用を図るべきである（14 頁参照）。

また、本件管理協定は、締結するに至った数字的な裏付けが不明であるところ、当該物件において使用貸借（無償貸付け）が認められないため管理協定を選択したかのように受け取られてしまう恐れがある。

このような経緯は、普通財産の貸付けにおいて、適正な対価による有償貸付け（時価貸付け）を原則とすることで間接的に地方公共団体の財政に貢献すること（「公有財産管理事務の手引」59 頁）に反するとともに賃料を減免できる場合、賃料・賃貸期間等を規定している広島市財産条例、同規則、同事務取扱要領の趣旨にも反する。

そこで、管理協定を選択するに際し、賃貸借と管理協定の収支比較、すなわち、賃料に比し管理費が上回るため管理協定が適切であるといった検討を行い書面上保存すべきである。

また、令和 4 年 8 月 24 日実地監査において、管理協定受託者による自動販売機の設置、軽食等の販売といった収益事業を行っていると思われる状況を確認できたが、上記管理協定は、委託者である広島市に収益等の報告義務を課すものではなく、公有財産の管理といった側面からも適切な取扱いとはいいい難く、収益等の報告を受けるべきである。

No.22

名称	大谷埋立地建設事務所及び揚湯施設建設用地・志屋地区暫定ゲートボール場
所管	環境局施設部埋立地整備管理課
財産の区分	行政財産
種目	土地・建物
所在地	安佐北区白木町志路正明寺 2516 外 3 筆
土地の面積（固定資産台帳）	3,721 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	971 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	17,272,882 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	78,750,000 円

【監査の指摘】（視点 3、7）～普通財産への分類変更について

前述したとおり（13 頁）、本物件については、速やかに行政財産の用途廃止を行い、普通財産に分類変更すべきである。

また、本物件を普通財産に分類変更した後、現状と同様に地元団体と管理協定を締結して同団体に包括的管理を委ねる場合には、広島市において、条例ないし規則等で管理協定につき定め、普通財産の適切な管理・運用を図るとともに、収益等の報告を受けるべきである。

#### カ 教育委員会総務部施設課所管分

No.23

名称	元牛田第四小学校（仮称）予定地
所管	教育委員会総務部施設課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	東区二葉の里二丁目 6 番外 24 筆
土地の面積（固定資産台帳）	11,072.53 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	2,816,165,684 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の意見 1】（視点 1、3）～平成 22 年度の包括外部監査の意見に対し未措置であることについて

平成 22 年度の包括外部監査の意見に対し、いまだに未措置であることは問題である。早期に対応し措置の内容を公表することが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 3）～行政財産の用途廃止又は所管換えについて

行政財産の用途廃止又は所管換えについて、地方自治法第 238 条第 4 項に「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」とある。平成 10 年に牛田第四小学校（仮称）事業の中止が決定された後、何ら行政財産として利用すると決定されていないにもかかわらず、行政財産として保有し続けている。そのため、用途廃止し普通財産とするか、実態に合わせ、多目的運動場として利用する意思決定をし、所管換えすることが望ましい。

No.24

名称	神田山教育施設予定地
所管	教育委員会総務部施設課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	東区牛田新町一丁目 169 番 2 外 22 筆
土地の面積（固定資産台帳）	137, 034. 17 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	26, 447, 594 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の意見】（視点 5）～公有財産の名称について

現在は、牛田新町小学校、牛田中学校、広島商業高等学校の敷地として利用されているにもかかわらず、名称が「神田山教育施設予定地」のままである。適切な名称に変更することが望ましい。

No.25

名称	井口二丁目教育施設予定地
所管	教育委員会総務部施設課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	西区井口二丁目 241-1
土地の面積（固定資産台帳）	11, 411. 00 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	576, 814, 639 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

**【監査の意見 1】（視点 3）～所属替えについて**

本物件にはアスレチック遊具が設置され、井口小学校の児童が利用しているため、井口小学校の資産とすることが望ましい。

**【監査の意見 2】（視点 5）～公有財産台帳への記載について**

本物件の井口小学校側に設置されているアスレチック遊具設置の経緯は不明であるが、工作物として公有財産台帳に記載されていないことから、公有財産台帳に記載し、適切に管理することが望まれる。

No.26

名称	矢野南三丁目市有地
所管	教育委員会総務部施設課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	安芸区矢野南三丁目 18-2 外 2 筆
土地の面積（固定資産台帳）	24, 278. 43 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	884, 293, 255 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

**【監査の意見 1】（視点 3）～行政財産の用途廃止について**

利用状況、利用開始の経緯を考えると、本物件は地域住民が利用することを目的としたグラウンドであり、取得の経緯から暫定的に近隣の矢野南小学校運動場（サブグラウンド）としたものと認められる。平成 11 年の時点で中学校の建設が当面なく、平成 24 年度に中学校の新設が極めて困難と判断しながら、暫定的であるとして 20 年以上も矢野南小学校の体育施設として管理している。本物件の入り口表記は「矢野南三丁目市有地」となっており、矢野南小学校の体育施設であることは外面的には不明である。

以上のことから、本物件を行政財産の学校体育施設として管理することは適当ではなく、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当となるよう、用途廃止し普通財産として管理し、適正な貸付料を納付させることが望ましい。

**【監査の意見 2】（視点 4）～花壇や排水用の溝の管理について**

本物件内に花壇や排水用の溝などがあるが、使用許可申請がないものや承諾なく現状変更等したものであり、このことは、公有財産の適正な管理といえないため、適正に使用させることが望ましい。

No.27

名称	藤の木四丁目市有地
所管	教育委員会総務部施設課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	佐伯区藤の木四丁目 71-1
土地の面積（固定資産台帳）	21,952.00 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	363,766,592 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

**【監査の意見 1】（視点 3）～行政財産の用途廃止について**

利用状況、利用開始の経緯を考えると、本物件は地域住民が利用することを目的としたグラウンドであり、取得の経緯から暫定的に近隣の藤の木小学校運動場（サブグラウンド）としたものと認められること、本物件の入り口表記は「藤の木四丁目市有地」となっており、藤の木小学校の体育施設であることは外面的には不明であることから、本物件を行政財産の学校体育施設として管理することは適当ではなく、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当となるよう、用途廃止し普通財産として管理したうえで、適正な貸付料を納付させることが望ましい。

**【監査の意見 2】（視点 4）～バックネットの管理について**

本物件内に野球やソフトボール用のバックネットが設置されていたが、使用許可申請がなく、使用者が許可なく設置しているものであり、このことは、公有財産の適正な管理といえないため、適正に使用させることが望ましい。

キ 経済観光局農林水産部農林整備課所管分

No.28

名称	分収林（民有地） 計 89 件
所管	経済観光局農林水産部農林整備課
財産の区分	普通財産
種目	立木竹
所在地	広島県広島市 他 88 件
土地の面積（固定資産台帳）	346.42ha
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	528,335,200 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の指摘・意見】なし。

なお、樹種・樹齢・面積等を把握し算出した保険金額により立木竹が固定資産台帳に計上されていることを確認した。

No.29

名称	オブジェ パピヨンタワー
所管	経済観光局農林水産部農林整備課
財産の区分	—
種目	物品
所在地	広島市森林公園内
土地の面積（固定資産台帳）	—
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	—
建物の取得価格（固定資産台帳）	—
物品の取得価格（固定資産台帳）	13,000,000 円

【監査の指摘・意見】なし。

なお、広島市財産規則第 19 条によると「財産台帳に登載すべき価格は、買入れ価格等が適当でない認められるものについては、適正な時価により評定した価格」とあり、鑑定評価書により適正に計上されていることを確認した。



No.30

名称	森林組合事務所
所管	経済観光局農林水産部農林整備課
財産の区分	普通財産
種目	土地・建物
所在地	佐伯区湯来町大字和田 167-4 外 1 筆
土地の面積（固定資産台帳）	101.17 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	71.00 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	358,242 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	6,727,900 円

【監査の意見】（視点3）～所属替えについて

一つの建物が、71 m<sup>2</sup>部分と 67.7 m<sup>2</sup>部分に内壁とドアによって分割されており、各々所管が異なる。当該建物は老朽化しており、今後の処分や有効な活用方法は一体的に検討する必要がある。そのためには、当該建物の管理についても所管を統一した方が効率的である。

したがって、71 m<sup>2</sup>については、商業振興課に所属替えすることが望ましい。

#### ク 経済観光局観光政策部所管分

No.31

名称	平和記念公園レストハウス
所管	経済観光局観光政策部
財産の区分	行政財産
種目	建物 外 1 件
所在地	中区中島町 1-1
土地の面積（固定資産台帳）	—
建物の面積（固定資産台帳）	1,350 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	—
建物の取得価格（固定資産台帳）	740,302,716 円

【監査の指摘・意見】なし。

## No.32

名称	広島ユースホステル跡地
所管	経済観光局観光政策部
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	東区牛田新町一丁目 169-2 外
土地の面積（固定資産台帳）	10,380.55 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	711,950,021 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

## 【監査の意見】（視点1）～有効活用の検討について

本物件は、用途廃止された平成 25 年から 10 年近く未利用地として経過しているが、有効活用に向けた検討段階であり、具体的な活用計画策定に至っていない。

所管課である経済観光局観光政策部によると、取得経緯（寄附による取得）から売却は考えていないとのことである。

10 年近く未利用地であり、いまだに具体的な有効活用の方法が決まっていない現状、立地条件などを考えると、取得の経緯を考慮しても、広島市財産規則第 16 条第 1 号において求められている公有財産の使用目的及び使用状況が適当となるよう、早急に利用計画を立案することが望まれる。

## No.33

名称	メッセ・コンベンション等交流施設用地
所管	経済観光局観光政策部
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	南区出島四丁目 1-18 外
土地の面積（固定資産台帳）	80,362.5 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	5,510,678,553 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

## 【監査の意見 1】（視点1）～平成 16 年 2 月に一旦中止決定されたメセコンの今後の方針について

メセコン事業について、平成 16 年 2 月の「大規模プロジェクトに関する方針について」において、広島市公共事業見直し委員会の意見として「代替施設の存在等から緊急性が低く、

社会経済情勢からみて得られる便益の見通しが不明確であり、財政負担も大きい」等と示されたことから、市として一旦中止とし、「今後の社会経済情勢や本市の財政状況等を踏まえつつ、公共事業見直し委員会で指摘された便益見通しや財政負担、経営見通し等の課題を改めて検討し、その結果に基づき今後の方針を決定する。」としているが、平成16年2月以降十分な検討が進んでいない。改めて、メセコンの必要性、便益見通しや財政負担、経営見通し等の課題を検討し、広島市としての方針を明確にすることが望ましい。その際、期限目標を立てるなどして計画的に進めていただきたい。

**【監査の意見2】**（視点1）～取得当初の目的として利用されていない市有地の有効活用や処分について

平成16年2月に「大規模プロジェクトに関する方針」としてメセコン事業を一旦中止している。その後は、駐車場、資材置場及び運動場等として利用されている。普通財産（不動産）の貸付事務要領の第1基本方針の2に「現に継続貸付中の普通財産は、将来市において必要と認められるものその他特別の事情があるものを除き、その売却処分を積極的に推進するものとする。」とあるが、売却処分は検討されていない。これは、当初の取得目的がメセコン事業のためであり、現時点では一旦中止であり、将来、当該市有地でメセコン事業を実施することを否定できないためと考えられる。しかしながら、当該市有地でなければメセコン事業を実施できないわけでもない。メセコン施設は必要なときに、必要な場所に設置すべきであり、平成14年1月に先行取得された当該市有地にこだわる必要はない。したがって、当該市有地については売却処分も含む有効活用策を検討することが望ましい。

**【監査の意見3】**（視点4、7）～トラック駐車場として貸付中の市有地の使用状況について

経済観光局観光政策部のメセコン担当者の付き添いの下、監査人が現場視察を実施した結果、駐車場として貸し出している箇所について、専らトラック駐車場として貸し付けしている場所であるにもかかわらず、資材が保管されていた。次に、貸付場所でない場所にトラックが駐車されていたり、トラックが駐車できるように金網の下敷きが敷かれていたりする状況であった。これらは、公有財産の使用状況が適当であるとはいえない（広島市財産規則第16条第1号）。違反業者には、適切な指示をすることが望ましい。

**【監査の意見4】**（視点4）～普通財産の現地確認の記録の必要性について

監査人が現地確認の頻度について質問した結果、月1回程度現地確認を実施しているとの回答を得ている。しかしながら、現地確認については、その記録を残していない。そのため、いつ誰が現地確認したのか、また問題の有無などが不明である。したがって、定期的な現地確認の記録を残すことが望ましい。

## ケ 経済観光局中央卸売市場食肉市場所管分

No.34

名称	旧食肉市場跡地
所管	経済観光局中央卸売市場食肉市場
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	西区福島町二丁目 20-2
土地の面積（固定資産台帳）	9,082.15 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	808,856,279 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の指摘・意見】なし。

## コ 経済観光局農林水産部農政課所管分

No.35

名称	法定外公共物（里道・水路）
所管	経済観光局農林水産部農政課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	—
土地の面積（固定資産台帳）	記載なし
土地の取得価格（固定資産台帳）	記載なし

【監査の指摘】（視点 3、5）～法定外公共物における管理に関する規程の見直しや条例制定の必要性を含めた包括的な検討について

本物件の「里道」、「水路」は、所管課の一つである経済観光局農林水産部農政課によると、「里道」、「水路」は『市道、河川』に含まれると解釈できるため、広島市財産規則第 18 条から第 24 条までの財産台帳の作成に関する規定は第 51 条の規定により除外される。」と整理し、財産台帳を作成していない。

しかしながら、「里道」、「水路」は、文理上当該規定の「市道、河川、海岸、港湾及び漁港」に該当しない。そのみならず、「里道」、「水路」は、道路法、河川法等の特別法が適用又は準用されない公共物（法定外公共物管理事務の手引 1 頁）であり法定公共物と適用法令を異にする点で、解釈上も当該文言に含まれると解することは極めて困難であるといわざるを得ない。

また、本物件である道路法、河川法等の適用のない、里道や水路などの法定外公共物は、

「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であるため、公の施設に該当する。公の施設に該当する以上、その設置及び管理に関しては、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項により条例で定めることが必要である。

もっとも、法定外公共物の歴史的経緯及び現状の管理状況から、法定外公共物を財産条例等の一般規程により財産台帳を作成し、管理することは実務上難しいことも理解できる。

そうすると、法定外公共物について、一義的には法定外公共物の管理条例を制定することが望ましく、法定外公共物管理事務の手引 4 頁でも「法定外公共物の管理条例については、制定に向けて準備を進めてきた」と記載されているところである。ただ、実際には同条例の制定はいったん見送られ、「平成 16 年度末までに再度検討することとなった」と同手引 4 頁に記載されているが、現状検討が進んでいない。

したがって、「里道」、「水路」を含む法定外公共物について、早急に管理に関する規程の見直しや条例制定の必要性を含め、包括的に検討し対応すべきである。

#### サ 佐伯区農林建設部地域整備課所管分

No.36

名称	J R 可部線廃線敷
所管	佐伯区農林建設部地域整備課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	佐伯区湯来町大字下 1-1 外 120 筆
土地の面積（固定資産台帳）	5,902.96 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	21,319,385 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

#### 【監査の意見】（視点 3）～所属替えのための減少手続（年度またぎ）について

広島市財産規則第 22 条によると、「課長は、その所管に属する公有財産について、その年の 3 月 31 日における現在高を毎年 4 月 30 日にまでに管財課長に通知するものとする。」とある。すなわち、公有財産に異動があった場合には、速やかな報告義務を課している。

本物件の佐伯 5 区 182 号線については、道路整備事業を行い、令和元年度に工事が完了し、令和 2 年度当初に区域を決定し供用を開始し道路認定を受けている。しかしながら、土地台帳上から所属替えのための減少の手続の実施日は、令和 4 年 7 月 13 日となっている。年度をまたぐことなく速やかに報告し、年度末現在の適正な財産状態の表示や把握を行うことが望ましい。

No.37

名称	事業用代替地（海老園二丁目）
所管	佐伯区農林建設部地域整備課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	佐伯区海老園二丁目 991 外 2 筆
土地の面積（固定資産台帳）	1,369.97 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	109,381,144 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の意見】（視点 5）～固定資産台帳上の適正な表示（年度またぎ）について

広島市財産規則第 22 条によると、「課長は、その所管に属する公有財産について、その年の 3 月 31 日における現在高を毎年 4 月 30 日にまでに管財課長に通知するものとする。」とある。令和 2 年 5 月付けで設置公示、令和 2 年 11 月に佐伯区農林建設部維持管理課に所属替え及び用途変更を実施しているにもかかわらず、令和 2 年度の固定資産台帳（令和 3 年 3 月 31 日現在）では、本物件は、前記表のとおり、事業用代替地（海老園二丁目）、普通財産、佐伯区農林建設部地域整備課の所属となっている。年度をまたぐことなく速やかに報告し、固定資産台帳上も正しい表示を行うことが望ましい。

#### シ 佐伯区農林建設部農林課所管分

No.38

名称	薪加工場（薪加工棟）
所管	佐伯区農林建設部農林課
財産の区分	普通財産
種目	土地・建物
所在地	佐伯区湯来町大字麦谷 1499 外 1 筆
土地の面積（固定資産台帳）	3,643 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	117.6 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	11,372,578 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	14,861,672 円

【監査の指摘】（視点 4）～管理協定について

当該資産は、地元団体と管理協定を締結して同団体に包括的管理を委ねている。また、当該管理協定は広島市に報告義務を課すものではなく、公有財産の管理といった側面からも適切な取扱いとはいえない。したがって、広島市において、条例ないし規則等で、管理委託の

要件、手続、委託する場合の契約事項を定めることにより、普通財産の適切な管理・運用を図るべきである（14 頁参照）。

**【監査の意見 1】（視点 5）～固定資産台帳の二重計上について**

以下の土地について、固定資産台帳に二重計上されている。固定資産台帳に適切に記載することが望ましい。

1	佐伯区湯来町大字麦谷 1499	2, 153 m <sup>2</sup>
2	佐伯区湯来町大字麦谷 1443-1	1, 490 m <sup>2</sup>

**【監査の意見 2】（視点 4）～把握していない収支の報告義務について**

広島市では、佐伯区湯来町において、地域内での新たな雇用、森林資源の有効活用及び公共施設の運営経費の削減等を図ることを目的として、森林内に放置された未利用材等を薪に加工し、温浴施設の薪ボイラーの燃料として活用する取組（小さな循環モデル）を推進している。その核となるのが薪加工場である。当薪加工場は、地元団体と管理協定を締結し、小さな循環の構築に取り組んでいる。これらの目的を達成するためには、核となる薪加工場の事業が継続的かつ安定的に営業される必要がある。そのためには、ヒト・モノ・カネなどの経営資源が重要となるが、広島市は薪加工場の事業の収支を把握していない状況であった。小さな循環モデルとして成功させるには、収支の把握は必須である。

また、令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの約 3 年間を目安に地元団体と管理協定を締結し、試行的に薪生産に取り組み、その後地元団体の運営状況を踏まえて、薪加工場の取扱いについて判断するものとされていたにもかかわらず、収支を把握していなければその運営状況を踏まえることができず、適切な判断及び意思決定は困難である。

そのため、管理協定内で収支報告を義務付けるなどし、薪加工場の収支を把握することが望ましい。

**【監査の意見 3】（視点 4）～未設定である目標や計画について**

地元団体との管理協定で、管理物件の保全義務を課し活動内容を定めている。

管理物件の日常的な管理（除草、清掃、施設の点検等）を保全義務とし、活動内容は以下の 4 項目を求めている。

- (1) 未利用材の受入、集積、乾燥及び薪生産
- (2) 林業の振興に関する活動
- (3) 木材の利活用に関する普及啓発
- (4) 活動内容等に関する地域住民への周知

上述したとおり、地域内での新たな雇用、森林資源の有効活用及び公共施設の運営経費の削減等を図ることを目的としており、この小さな循環モデルがうまく回るためには、目標設

定及びその管理が重要である。現在、これらの活動内容について目標の設定や計画の作成は設定されていない。特に(1)未利用材の受入、集積、乾燥及び薪生産については、当該事業の売上に直結するため目標管理は重要である。その他も活動回数を目標値としたり、具体的な方法を事前に計画することもできる。次に、地域内での新たな雇用を目標に掲げているならば、活動内容に、若手世代の雇用や育成を盛り込むなどすることが望ましい。

#### ス 安佐北区市民部区政調整課所管分

No.39

名称	上市住宅跡地
所管	安佐北区市民部区政調整課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	安佐北区可部三丁目 225 番 17
土地の面積（固定資産台帳）	36.39 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	1,540,570 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の意見】（視点3）～行政財産の所属替え又は用途廃止について

当該市有地は、安佐北区市民部区政調整課が所管しているが、ちびっこ広場と隣接しているため、ちびっこ広場を所管する安佐北区市民部地域起こし推進課に所属替えし、一体的に管理することが望ましい。仮に、当該市有地がちびっこ広場として利用されていないのであれば、公用に供されていないため、普通財産とすることが望ましい。

#### セ 安佐北区市民部地域起こし推進課所管分

No.40

名称	JR 可部線廃線敷（旧駅広場）
所管	安佐北区市民部地域起こし推進課
財産の区分	普通財産
種目	土地・建物
所在地	安佐北区安佐町小河内小浜 659-2 外 9 筆
土地の面積（固定資産台帳）	12,322 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	84 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	93,176,576 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	7,515,000 円



【監査の指摘】(視点4) ～管理協定について

旧安芸飯室駅は、地元団体と管理協定を締結して同団体に包括的管理を委ねている。しかし、いかなる場合に管理協定を選択することができるか、受託者の資格の基準、収益に関する取決め、管理委託の手續等が条例や規則等で定められていない。その結果、管理協定の締結が行政機関の自由裁量に委ねられている状態であり、立法機関による抑制機能が働き難い状況にある。また、広島市に報告義務を課すものではなく、公有財産の管理といった側面からも適切な取扱いとはいえない。したがって、広島市において、条例ないし規則等で、管理委託の要件、手續、委託する場合の契約事項を定めることにより、普通財産の適切な管理・運用を図るべきである(14頁参照)。

【監査の意見1】(視点5) ～土地台帳と固定資産台帳の不整合について

以下、JR可部線廃線敷(旧駅広場)一覧のNo.2、3、4について、土地台帳と固定資産台帳の記載面積が異なる状況である。両者は整合させることが望ましい。

No.	所在地	面積(土地台帳)	面積(固定資産台帳)
		単位: m <sup>2</sup>	単位: m <sup>2</sup>
1	安佐北区安佐町小河内上小浜 611-5	1,293	1,293
2	安佐北区安佐町小河内小浜 659-2	3,617.96	3,982
3	安佐北区安佐町小河内小浜 659-2	-	14
4	安佐北区安佐町小河内小浜 659-8	11.84	61
5	安佐北区安佐町飯室荒谷 2899-3	224	224
6	安佐北区安佐町飯室荒谷 2901-14	814	814
7	安佐北区安佐町飯室荒谷 2903-3	207	207
8	安佐北区安佐町飯室上布 6329-1	3,628	3,628
9	安佐北区安佐町飯室上布 6330-6	1,098	1,098
10	安佐北区安佐町飯室子布 6415-1	979	979
11	安佐北区安佐町飯室子布 6419-11	22	22

監査人が土地台帳及び固定資産台帳を基に加工。

【監査の意見2】(視点5) ～所在地が異なる財産を一つの土地台帳で管理していることについて

JR可部線廃線敷(旧駅広場)は、以下のように旧小河内駅広場、旧安芸飯室駅及び旧布駅の3か所から構成される。これらは、所在地が異なるにもかかわらず、一つの土地台帳に記載されている。少なくとも、旧小河内駅広場、旧安芸飯室駅及び旧布駅の3つに分けて土地台帳を作成し、管理することが望ましい。

No.	所在地	旧駅名
1	安佐北区安佐町小河内上小浜 611-5	旧小河内駅広場
2	安佐北区安佐町小河内小浜 659-2	旧小河内駅広場
3	安佐北区安佐町小河内小浜 659-8	旧小河内駅広場
4	安佐北区安佐町飯室荒谷 2899-3	旧安芸飯室駅
5	安佐北区安佐町飯室荒谷 2901-14	旧安芸飯室駅
6	安佐北区安佐町飯室荒谷 2903-3	旧安芸飯室駅
7	安佐北区安佐町飯室上布 6329-1	旧布駅
8	安佐北区安佐町飯室上布 6330-6	旧布駅
9	安佐北区安佐町飯室子布 6415-1	旧布駅
10	安佐北区安佐町飯室子布 6419-11	旧布駅

【監査の意見 3】(視点 4)～把握していない収支の報告義務及び貸付方法等の検討について  
 管理協定では、当駅舎を利用した営利活動は禁止されていない。現在、カフェ運営等営利活動が実施されているが、広島市は収支の把握を求めておらず、その把握ができていない。そのため特定の者が便益を享受している可能性を否定できない。その場合は、普通財産の貸付けとして有償とすべきであり、管理については制度化された手順の上、正当な対価を支払うべきである。したがって、まずは管理協定内で収支報告を求めるなどし、収支を把握し、その上で、制度化された普通財産の貸付け（広島市財産規則第 34 条）にするか、制度化されていない管理協定にするか再考することが望ましい。

【監査の意見 4】(視点 4)～機能していない監督機能について

管理協定第 2 条に物件の保全等について以下のとおり取り決められている。

管理物件について善良な管理者の注意を持って次に掲げる維持管理等を行うものとする。

- (1) 日常的な維持管理（除草、清掃、施設の点検、危険行為の禁止等使用に関する指導等）
- (2) 管理物件の改修、修繕業務
- (3) 広場の設置目的、利用方法等の地域住民への周知
- (4) 利用者の調整
- (5) 地元関係者及び管理物件の周辺住民との調整
- (6) 広場の利用計画書の提出

しかしながら、管理協定内で実施報告義務の取決めがないことから、広島市は管理協定第 2 条のとおり適切に管理されているか把握できておらず、監督機能を果たしていない。さらに、広島市財産規則第 16 条で、課長はその所管に属する公有財産の管理について、常に現状を把握することとあるが、常に現状を把握できる状況とはいい難い。したがって、管理協定内で実施報告を義務付け、現状把握に努め監督機能を果たすことが望ましい。

## No.41

名称	持開地共同作業場
所管	安佐北区市民部地域起こし推進課
財産の区分	普通財産
種目	土地、建物
所在地	安佐北区白木町志路別所田 3 筆
土地の面積（固定資産台帳）	1,527.49 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	634 m <sup>2</sup>
土地の取得価格（固定資産台帳）	7,090,607 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	46,692,180 円

## 【監査の指摘】（視点 4）～隣地との未確定の境界について

平成 22 年度の包括外部監査による「建物・プレス機の撤去について、広島市及び広島県で協力して早期解決を図るべきである。」という意見に対し、建物の解体について、広島市が予算措置を行い、令和 4 年 10 月から工事を開始し、同時にプレス機の撤去を広島県が実施することも決定している。

広島市財産規則第 16 条第 4 号において土地の境界について不明な点がないか最善の注意を払い、経済的かつ効率的に使用されることが求められているところ、本件土地は一部境界が未確定である。解決が難しい場合は、弁護士等の専門家の指導・助言の下、建物の解体を待つことなく解決に向けた交渉を迅速に行い、境界を確定するべきである。

## 【監査の意見】（視点 1）～売却の検討について

具体的な利用計画もないことから、本物件進入路の道路と一体で安佐北区農林建設部建築課所有の元白木別所ブロック敷地と一体化して売却への対応を検討することが望ましい。

## No.42

名称	元城ちびっこ広場
所管	安佐北区市民部地域起こし推進課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	安佐北区可部七丁目 684-1 外 4 筆
土地の面積（固定資産台帳）	283.01 m <sup>2</sup>
建物の面積（定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	10,328,730 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の意見 1】（視点 4）～無縁墓地との未確定の境界について

広島市財産規則第 16 条第 4 号において土地の境界を明らかにしておくことを求められており、境界の確定が必要である。しかしながら、当市有地は取得時点から長年にわたり無縁墓地との境界が未確定のままである。境界未確定の状況では、売却は困難であり、今までと変わらず、放置状況が継続されることが危惧される。当市有地の取得後、境界確定の取組は実施されていない。したがって、早期に境界確定に取り組むことが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 5）～固定資産台帳上の普通財産・行政財産の適正な表示について

平成 26 年 2 月 28 日にちびっこ広場は、閉鎖されている。現地は施錠され防草シートが敷かれるなどし、公用に供していない。固定資産台帳上、行政財産として記載されているが、普通財産に修正することが望ましい。

ソ 安佐北区農林建設部建築課所管分

No.43

名称	元高陽尾和住宅敷地
所管	安佐北区農林建設部建築課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	安佐北区深川二丁目 1374 外 11 筆
土地の面積（固定資産台帳）	4, 128. 44 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	127, 973, 377 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の意見】（視点 2）～市有地を利用するために必要な私道の許可について

当該市有地は、平成 15 年 8 月に用途廃止となった以降未利用地となっている。平成 25 年 12 月及び平成 29 年 12 月に市有地公募掲載も応札者なしの状況である。主な要因として、当該市有地に出入りするためには、私道を利用しなければならないが、当該私道の所有者（以下「所有者」という。）の許可を獲得できておらず、当該私道の利用可能性が不明であることにある。平成 24 年に広島市が所有者に手紙を送付して以降、何らコンタクトを図っておらず、所有者の意思は不明である。除草等管理のために、年間 948 千円の外部委託費が発生している。不要な歳出をなくすためにも、早期に所有者と協議することが望ましい。この際、ただ手紙を送付し回答を待つという受け身の姿勢ではなく、その他の手段も駆使して積極的にアプローチすることが望ましい。

## No.44

名称	元安佐鈴張住宅敷地
所管	安佐北区農林建設部建築課
財産の区分	行政財産
種目	土地
所在地	安佐北区安佐町鈴張力石 2019-13 外 3 筆
土地の面積（固定資産台帳）	709.63 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	7,503,626 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

## 【監査の意見】（視点 5）～固定資産台帳上の普通財産・行政財産の適正な表示について

広島市財産規則第 22 条によると、「課長は、その所管に属する公有財産について、その年の 3 月 31 日における現在高を毎年 4 月 30 日にまでに管財課長に通知するものとする。」とある。土地台帳によると「元安佐鈴張住宅敷地」は、平成 26 年 6 月 30 日に用途廃止により普通財産となっているが、令和 2 年度の固定資産台帳（令和 3 年 3 月 31 日現在）では、行政財産と表示される。管財課長に適正な通知を行い、正しい表示を実施することが望ましい。

## No.45

名称	元白木別所ブロック住宅
所管	安佐北区農林建設部建築課
財産の区分	普通財産
種目	工作物
所在地	安佐北区白木町志路別所田 6504-1
土地の面積（固定資産台帳）	417.37 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	1,937,431 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

## 【監査の意見】（視点 1）～売却の検討について

旧持開地共同作業場の建物・プレス機の解体を広島県と協力して進めている。当該物件は「持開地共同作業場」やその周辺の住宅地への進入路と一体となっており具体的な利用計画もないことから、区役所で調整後、旧持開地共同作業場と一体化して売却を実施することが望ましい。

No.46

名称	元可部行森住宅敷地
所管	安佐北区農林建設部建築課
財産の区分	普通財産
種目	土地
所在地	安佐北区可部町勝木大坪 1704-1 外 1 筆
土地の面積（固定資産台帳）	1,839.54 m <sup>2</sup>
建物の面積（固定資産台帳）	—
土地の取得価格（固定資産台帳）	25,231,129 円
建物の取得価格（固定資産台帳）	—

【監査の指摘・意見】なし。

### 第3 債権

#### 1 監査の対象

債権の性質により債権管理の方法等が異なることから、債権のうち、公債権である強制徴収公債権及び非強制徴収公債権を選択した。また、強制徴収公債権2種類、非強制徴収公債権2種類を選択することにより、性質の同じ債権であれば同様の処理がなされているのか比較するため、市税等、生活保護費返還金等、市営住宅家賃等を対象に監査することにした。

#### 2 監査の指摘及び意見の一覧

監査対象 (監査対象部署)	事項	区分		頁
		指摘	意見	
生活保護費返還金等 (健康福祉局保護自立支援課)	手引・福祉情報システムの整備について	○		56
	強制徴収公債権と非強制徴収公債権の区分について	○		56
	履行延期の特約に伴う分割納付額について	○		58
	時効の管理について	○		58
	督促状の管理について		○	59
	不納欠損までの債権管理について		○	60
	保護廃止となった者に対する債権管理について	○		61
	法的措置への移行について	○		61
	債権管理・回収に従事する人員について		○	62
	納付方法について		○	62
市営住宅家賃等 (都市整備局住宅部住宅政策課)	悪質案件に対する対応について		○	63
	受任通知後の調査について	○		64
	家賃滞納者が破産し免責決定を受けた際における債務の決算上の処理方法について	○		65
	滞納家賃等に対する請求について		○	66
	即決和解対象者による即決和解違反後の措置について		○	67
	不納欠損処理を行う時期について		○	68
	消滅時効の管理事務について		○	69
滞納家賃への一部弁済における消滅時効の起算点について		○	70	

監査対象 (監査対象部署)	事項	区分		頁
		指摘	意見	
市営住宅家賃等 (都市整備局住宅部 住宅政策課)	退去滞納者等との折衝期間の間隔について		○	70
	「滞納請求しない」とした事例における当該判断の根拠及び妥当性について		○	71
	退去滞納者の相続人に対する調査について		○	72
	建物明渡請求訴訟前における鍵の交換について	○		72

### 3 市税等

#### (1) 監査の視点及び監査手続

##### ア 監査の視点

滞納者への督促、催告、財産調査から差押え、換価・充當に至る事務は、法令、規則、要領及びマニュアル等に準拠して行われているか、不納欠損に関する事務は法令に準拠して行われているかについて監査を行った。

##### イ 監査手続

公表されている統計データを収集・分析し、財政局収納対策部における滞納整理事務に関するマニュアル等の確認、関係資料の閲覧、担当者からのヒアリングを実施した。

#### (2) 監査の指摘及び意見

【監査の指摘・意見】なし。

### 4 生活保護費返還金等

#### (1) 監査の視点及び監査手続

##### ア 監査の視点

- (ア) 生活保護費返還について債権管理は適正に行われているか。
- (イ) 滞納者に対する請求及び回収は適正に行われているか。
- (ウ) 不納欠損処理が適正に行われているか。
- (エ) その他法令に違反する行為がなされていないか。

##### イ 監査手続

広島市健康福祉局保護自立支援課に対し生活保護費返還に係る債権管理、滞納整理事務の内容を確認するとともに、関係資料の提出を求めた。また中区、西区の生活課に対しても同様の聞き取りを行った。

#### (2) 監査の指摘及び意見

##### ア 債権管理体制の整備に関する事項

- (ア) 「生活保護費返還金等の債権管理事務の手引」の改定について



生活保護費返還金等の債権管理については、上記手引を作成し令和4年6月改定が最新版となっているが内容について改定する必要があると考えられる。

平成30年の生活保護法の改正により同法第77条の2が設けられ、同法第63条による返還金のうちこの同法第77条の2に該当する債権については強制徴収公債権に該当するものとして取扱うことも可能となったがその記載がない。債権推移表においても同法第77条の2の項目がないため同法第63条と同法第77条の2の区分が不明瞭となっている。

(イ) 非強制徴収公債権と強制徴収公債権の区分について

(ア) でも述べたように生活保護費の返還についてはその原因により非強制徴収公債権に該当するものと強制徴収公債権に該当するものがある。区分については手引2頁に記載してあるものの、債権回収に係る取扱いについても強制徴収公債権は地方自治法第231条等、非強制徴収公債権は同法施行令第171条等に基づくものとして根拠条文が異なるため明確に区分して管理すべきである。現在の手引は非強制徴収公債権の債権管理事務についての記載にとどまっている。(手引2頁)。

**【監査の指摘】**～手引・福祉情報システムの整備について

手引において生活保護法第63条による返還金のうち同法第77条の2に該当する徴収金についての記載がない。手引は令和4年6月改定版が最新版となっているが、最新版においても平成30年の生活保護法改正が適切に反映されていないことになる。この手引では生活保護制度で生じる債権を適切に区分しているとはいえないため早急に整備すべきである。

また、債権管理に使用している福祉情報システムにおいても、債権種別として「戻入」「強制戻入」「過年度戻入」「法63条」「法78条」の5種類しかなく、法第77条の2に関する項目がない。

上記の点を確認したところ、現在生活保護法第77条の2の適用については「納入通知書発行伺」を作成し福祉情報システム外で管理しているとのことであった。

また広島市では令和8年に新システムへの移行が予定されておりそれまでは現状のままの運用を予定しているとのことであった。

しかしながら、債権の種類により強制徴収公債権と非強制徴収公債権が区分され、両者は根拠条文が異なるのみならず債権管理におけるプロセスも異なる。

したがって、生活保護法第63条返還金と同法第63条徴収金(同法第77条の2)、同法第78条の徴収金のうち平成26年6月以前支弁分と同年7月以降支弁分を区分し、それぞれの管理フローを作成して手引に掲載し、福祉情報システムにおいても反映すべきである。

**【監査の指摘】**～強制徴収公債権と非強制徴収公債権の区分について

手引15頁にある「履行延期申請書」の雛型(以下「本申請書」という。)は地方自治法施行令第171条の6(履行延期の特約等)を根拠として作成し債務者に申請してもらって

いるものである（手引 7 頁）。本申請書は、旧手引において生活保護法第 78 条に基づく徴収金も履行延期の申請ができるようになっていたが、令和 4 年 6 月改定手引において「法第 77 条の 2 に基づく徴収金」も加えられ、いずれの徴収金についても、同法第 63 条に基づく返還金、生活保護戻入金と同列に履行延期の申請ができるようにされている。

上記の徴収金は債権の区分としては強制徴収公債権に該当するものである。また、手引 2 頁にも生活保護法第 78 条による徴収金は強制徴収公債権として区分されており、強制徴収公債権は地方自治法第 231 条の 3 第 3 項により「地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされ履行延期の特約の規定はない。広島市債権管理事務取扱規則第 3 条にも地方自治法第 231 条の 3 に該当する債権は適用除外とされている。したがって、正しい手続を踏むため、本申請書から徴収金の記載を削除するべきであるところであるが、保護自立支援課に確認したところ、生活保護法第 77 条の 2 第 2 項の「国税徴収の例により徴収することができる」という規定は、個別事例の状況に応じて国税徴収の例によるかどうか決定する裁量が自治体にあると厚生労働省の公式見解があるためそれに沿ったものであるとの回答であった。

つまり、生活保護制度で発生する債権は、その原因によって生活保護法第 63 条返還金、同法第 77 条の 2、同法第 78 条の徴収金（以下、後二者をまとめて「これらの徴収金」という。）に区分されるが、これらの徴収金を強制徴収公債権とするかどうかは自治体が判断するということである。

広島市においては、これらの徴収金を国税徴収の例によらず非強制徴収公債権で管理していく判断基準、あるいはその決定文書がないことから、これらの徴収金については強制徴収公債権とせず全て非強制徴収公債権として取り扱っていると考えられる。保護自立支援課によれば、これらの徴収金を非強制徴収公債権として取り扱っているため、地方自治法施行令第 171 条の 6（履行延期の特約等）の手続も可能であるとの見解であった。

そもそも、生活保護法において平成 26 年から同法第 78 条徴収金が強制徴収公債権とされ、また平成 30 年改正において同法第 63 条返還金のうち同法第 77 条の 2 の規定を設け「国税徴収の例によることができる」とされたのは、非強制徴収公債権と同様の保全手続に従っての徴収が地方公共団体にとって事務負担が大きいとの指摘もあり、法改正によって国税徴収の例により処分を行うことを可能とした経緯による。

上記経緯に鑑みれば、改正法の趣旨に反する形でこれらの徴収金を改正前までと同様に非強制徴収公債権として取り扱っていることについては、不正受給と単なる返還金を同じ債権として取り扱っているという点からも疑問が残る。

よって、これらの徴収金を国税徴収の例によらず、非強制徴収公債権とするのであればその判断基準や決定に至るプロセス（以下、まとめて「内容」という。）について明確に定めるべきであり、併せてその内容については手引に記載すべきである。

**【監査の指摘】～履行延期の特約に伴う分割納付額について**

履行延期承認において、一回当たりの分割納付額が数百円（500 円以下）とされ、最終月に残額を納付する分割を繰り返していた事案があった。

被保護者の場合、厚生労働省が法第 78 条の 2 による費用徴収額を単身世帯 5,000 円、複数世帯 10,000 円と上限額を定めており、手引 7 頁においても、「資料を提出させた場合は、収支内容等を確認した上で、債権の全体額や生活状況を総合的に勘案し、分割納付額が社会通念上妥当な額となっているか等、申請内容を審査し、履行期限の延長もしくは分割して履行期限を定めることについてやむを得ないと認められる場合は、履行延期の特約を承認する」**【承認できない場合の例示】**・毎月の分割希望額を、不当に少ない額で申請されたとき」と記載されている。

上記事案は、分割納付額が社会通念上妥当な額といえず承認できない場合の例示に該当する点、しかも不当に少ない額での分割納付を繰り返す点で不適切な運用である。分割納付額については、手引の基準に従って、適正額を設定すべきである。

(ウ) 時効の管理について

生活保護制度で生じる債権の消滅時効は、履行期限の到来した時から進行し、時効の起算点は納入期限の翌日となるとされている。督促については最初に行った 1 回のみが時効の更新の効力を有するため督促による時効の更新後の時効起算点は、督促状の到達日の翌日となる。

現状では納入期限後 20 日以内に督促状は送付しており時効の起算点は督促状が到達したであろう日にしている。また時効の完成日はその 5 年後としている。

また、非強制徴収公債権において履行延期申請書が提出され履行延期の特約を承認した場合において、分割された債権ごとに納付書を発行し、その後、督促状を発行しており、それぞれ 5 年後を時効完成日としている。債権全体で時効を考えるべきであり当初の債権決定の日をもって時効起算日とすべきであるが、令和 4 年 6 月改定の手引においてその説明がなされていない。

督促状、催告状を送った履歴は福祉情報システムに入力としているが、写し等の保存がないため送付の証拠が残っていない。また福祉情報システム上では督促状、催告状の送付履歴は上書きで保存されており各区の担当者では履歴がわからない状態となっている。

**【監査の指摘】～時効の管理について**

令和 4 年 6 月改定の手引において、旧手引「オ 債務の一部履行 ただし、履行延期したものは、個別の債権として管理していることからその内の 1 回分を支払ったことによってほかの納期限のものにその効力は及ばない」旨の記載及び「時効の考え方」の図が削除されている（以下「本改定」という。）ところ、その内容は、令和 2 年 4 月 1 日施行

民法改正に関わらないものである。

ところが、手引の改定は主に「民法の時効制度について改正があったため、改正内容を反映する」と位置付けられている。そして、本改定に関し、削除理由の説明や削除されたことにより取扱いがどのように変更されたかの説明がされていないことも相まって、あたかも本改定が民法改正に伴って改定したとの誤解を与えかねない。

そもそも、本改定は令和 2 年度における国庫負担金の実績報告において、国からの指摘により発覚したことに基づく。すなわち、一個の債権について分割払いを認めた場合、1 回分の支払（債務承認）は残債務の全体を承認することになるが、広島市の実績報告では、1 回分の支払により残債務全体を承認しておらず、その一部を時効完成したのものとして国庫負担金の計算をしていた。保護自立支援課によれば、平成 27 年から債権担当者会議を定期的に行い周知を図っており、直近では令和 4 年 6 月に開催しているとのことであったが、職員にヒアリングした際には時効の考え方が統一されていないように見受けられた。

本改定は、時効の更新が及ぶ範囲について、旧手引と手引の内容を変更するものであり、単に該当箇所を削除するだけでは説明が不足としているといわざるを得ない。時効の更新の効力が及ぶ範囲は債権管理及び国庫負担金の算定額に影響する点で、極めて重要である。したがって、手引にも本改定の説明を付記するとともに、通知や研修などを通じて担当職員にも周知すべきである。

#### 【監査の意見】～督促状の管理について

自治体の行う納入の通知及び督促は、地方自治法第 236 条第 4 項において時効更新の効力を有するとされているものの、時効の更新の効力は最初の 1 回のみとされている（行政実例 S 44. 2. 6 自治行 12 行政課長回答、「債権管理事務マニュアル」36 頁、手引 37 頁）。そのため、督促状は、時効の更新という法的効力を有し時効の起算日に関わる点で債権管理の上で極めて重要な手続である。

督促状の送達の時効発生時期は、適切な郵便発送（送達）の記録（「その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足る記録」（地方税法第 20 条第 5 項））があれば、普通郵便であっても通常到達すべきであった時に送達があったものと推定されるため、滞納が続いた場合、時効の更新がいつ発生したかが重要な争点となる可能性があることから、督促状の写しは保管し適切に管理するのが望ましい（「債権管理事務マニュアル」35 頁参照）。

#### (エ) 不納欠損処理について

時効の完成により消滅した場合、債権担当は不納欠損調書により不納欠損処理を行うとマニュアルにある。現状では、1 事業年度で到来した不納欠損分を年度末である 3 月 31 日付けで処理をしている。

### 【国庫負担金の精算】

平成 27 年 4 月の会計検査院による実地検査により、適切な債権管理を行わないまま時効となり不納欠損処理を行った債権については、国庫負担金の精算対象にならないと指摘され国庫負担金の返還を求められた。

会計検査院は次の (1) から (4) までのいずれか 1 項目でも該当する債権については、債権管理を適切に行ったとは認められないとして是正を求めた。

- (1) 督促の実施状況が「未実施」又は「記録がなく不明」な債権
- (2) 督促を実施していても 1 年間に 1 回も催告・納入指導を実施した記録がない債権
- (3) 債務者が死亡した場合の相続人調査が「未実施」又は「記録がなく不明」である債権
- (4) 保護停止後の債務者の居住地調査が「未実施」又は「記録がなく不明」である債権

これについて広島市は平成 27 年 12 月 25 日付けで今後の取組について以下のように公開した。

- 1 生活保護受給者が保護停止となった場合の取扱い手順・方法を「生活保護費返還金等の債権管理事務の手引」に明記する
- 2 生活保護受給者に対する担当ケースワーカーによる納付指導を徹底する
- 3 債権に関する認識を深めるための研修を今年度中に実施する
- 4 生活保護が廃止となった場合の組織的な債権回収システムの構築等を図る

現在の取組状況をヒアリングした結果、会計検査院から指摘された事項については改善が見られるが、基本的には催告状を年に 2 回送付するのみとなっている。

催告状を年に 2 回送ったが時効が成立したものは、適切に管理した債権であり、国庫負担金の支払いを受けられるものとして「不納欠損調書」を作成し提出している。

#### 【監査の意見】～不納欠損までの債権管理について

適切な管理をした上で不納欠損になった債権については国庫負担金を受け取るべきであり、まずは適切な管理をすることが大切となる。「不納欠損調書」を提出後、国から却下された事例がある（令和 2 年度中区）ため、そういったことがないよう各区の担当者、また保護自立支援課において徹底されることが望ましい。

(オ) 法的措置への移行について

令和3年度（現年分と滞納繰越分合計）の生活保護法に基づく返還金等のうち、収入未済額は1,491,378,380円、不納欠損額は163,288,797円、特に法第78条によるものについてはいわゆる不正受給に係るものであり増加する収入未済額、不納欠損処理額、収納率（令和3年度6.6%）をみると市民の納得が得られないのではないかと思料する。

手続としては、生活保護受給中であれば保護費との調整やケースワーカーによる納付指導を徹底し、受給中でないのであれば速やかに法的措置を検討すべきである。財産調査や所在調査をした上で回収不能であれば執行停止の手続に入るのが本来の形であると考えます。

**【監査の指摘】**～保護廃止となった者に対する債権管理について

手引においては生活保護中とそうでない場合を分けていない。先に述べたように、両者は採るべき手法が異なるため、両者を分けて考えるべきである。また、フローを用いるなどして手引にも反映すべきである。

手引7頁には「生活保護廃止となった債務者に対して催告を2回以上行ったにも関わらず、納付がない場合で、債務者に資力があることが分かった場合には、法的措置について検討する」とされているが、催告を2回以上行い納付がない場合に、資力調査を行った事案は見当たらなかった。

この点について保護自立支援課としては、生活保護が廃止となった者について財産が増加していることは考え難く、また効果的な財産把握の方法がない状況のため資力調査を行っていないとの回答であった。しかしながら、このように資力調査を行わない状況を続けた場合、広島市において不正受給をした者が保護廃止になった際は法的措置を検討されないという認識を市民に持たれてしまう懸念がある。

したがって、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」（地方財政法第8条）ことから、法的措置検討の前提として、債務者の資力調査を行うべきである。

**【監査の指摘】**～法的措置への移行について

非強制徴収公債権の履行延期を認めた債権について、分割後も1回も納付されず、財産調査もなされず、法的措置も何らとられていない事案が複数確認できた。債権について、督促をした後相当の期間を経過しても、なお履行されないときは、地方自治法施行令第171条の2の規定により強制執行等を行うための必要な措置をとらなければならない（手引55頁）。

そうであれば、こういったケースについては、国庫負担金の精算対象とするために年2回の催告状を送るだけで時効が到来するのをただ待つだけでなく、法的措置等、積極的な

債権回収業務を行うべきである。また、分割納付決定時の金額設定も財産、収入金額を調査の上、現実的に納付可能な金額を設定するよう考えるべきである。

強制徴収公債権については地方税法の規定により滞納処分により強制徴収できる債権とされていることから、滞納発生後速やかに法的措置を検討し、財産調査・所在調査を徹底するべきである。

## イ 日常の債権管理の業務に関する事項

### (ア) 債権管理・回収に従事している人員不足について

「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」（地方財政法8条）ことから、生活保護費返還金等の債権管理・回収事務を適正かつ確実に実施する必要がある。

#### 【監査の意見】～債権管理・回収に従事する人員について

ヒアリングによれば、生活保護費返還金等の債権管理・回収に従事する人員について、令和4年9月現在で中区4名、西区3名、東区、南区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区がそれぞれ2名とのことである。

毎年の調定額から考えると、上記人員で生活保護返還金等の債権管理・回収事務を適正かつ確実に実施することは難しいと考えられる。

したがって、増員や人員配置について市全体で検討されることが望ましい。

### (イ) 納付方法について

現在、生活保護費の返還に係る納付は納付書を送付し、金融機関の窓口にて納付してもらう形をとっており、口座振替での納付も可能となっている。

#### 【監査の意見】～納付方法について

他の自治体ではコンビニ納付を導入し実際に納付率の向上に大きく寄与したとの報告がある。

「生活保護」と記載があることへの債務者の抵抗、またシステム導入のための費用がかかることは十分理解できるが、納付率向上のためにもコンビニ納付以外も含め納付方法について再検討することが望ましい。

(ウ) 悪質案件に対する対応について

**【監査の意見】～悪質案件に対する対応について**

調定額に対して全てが未納のまま不納欠損を迎える事案、また分割納付を認めたものの一度も納付が確認できない事案、不正受給を複数回繰り返した事案が見受けられたが、告訴等はほとんどされていない（令和3年度においては被害届の提出1件）。不正受給が意図的に行われたものや、返還に応じないなど悪質と判断される事案については告訴も含めた対応をすべきである。不正受給は単なる違法行為にとどまらず、生活保護行政に対する市民の信頼を揺るがす行為であり許される行為ではない。

他の自治体では積極的に取り組んでいるところもあることから広島市においても積極的に取り組むことが望ましい。

## 5 市営住宅家賃等

### (1) 監査の視点及び監査手続

#### ア 監査の視点

- (ア) 滞納家賃の管理は適正に行われているか。
- (イ) 家賃滞納者に対する請求及び回収は適正に行われているか。
- (ウ) 不納欠損処理が適正に行われているか。
- (エ) その他法令に違反する行為がなされていないか。

#### イ 監査手続

広島市都市整備局住宅部住宅政策課収納指導係へ家賃の徴収状況、滞納整理の業務内容及び実施状況並びに不納欠損処理の業務内容について説明と関係資料の提出を求め、提出書類を精査するとともに質問を行った。

退去滞納者及び令和3年度不納欠損該当者の折衝記録並びに令和2年度及び令和3年度の法的措置対象者折衝記録の内容を精査するとともに質問を行った。

### (2) 監査の結果及び意見

#### ア 受任通知後の調査（滞納整理事務）について

家賃滞納者が破産申立てを弁護士等へ委任した場合、受任した弁護士等から広島市宛てに受任通知が送付される。受任通知が送付された後に、破産手続の開始までかなり期間が空く場合がある。また、結果的に破産申立てがなされない場合もある。このことから、債権管理事務マニュアル（以下「マニュアル」という）では破産申立ての受任通知が届いたとしても、通常の債権管理も引き続き行う必要がある旨が記載されている（マニュアル153頁）。

しかし、住宅政策課（以下「担当課」という）及び各区の建築課とも家賃滞納者の調査を行っておらず、平成23年に受任通知を送付した弁護士等が破産申立てを



行ったか不明のまま放置されている案件が存在する。また、破産手続開始通知書を受領したものの、免責決定がなされたか調査しないまま放置されている案件が複数散見され、中には平成 24 年から放置されている案件も存在した。

**【監査の指摘】～受任通知後の調査について**

受任通知や破産開始決定通知書のみで滞納家賃等は自然債務とはならず、破産手続終結決定又は破産手続廃止決定とともに免責決定が行われない限り、滞納家賃は通常の債権のままである。免責決定が行われない場合、広島市としては、家賃滞納者に対して滞納家賃の回収手続を行わなければならない。それにもかかわらず、上記調査を怠ったことにより、滞納家賃を時効により消滅させてしまった場合は「怠る事実」（地方自治法第 242 条第 1 項）があったと評価される可能性が高い。

この度指摘した案件は、担当課が令和 4 年 10 月に免責許可決定がされているかにつき官報を調査したところ、いずれも免責許可決定がされていることが確認できたことであるため、結果的には全て免責許可決定がされており、消滅時効が成立した案件は存在しなかった。もっとも、10 年以上調査未了のまま案件を放置していた事実是不変変わらない。このような対応が継続されれば、近いうちに消滅時効が成立してしまう案件が生ずる危険性は高い。受任通知を受領した場合は破産手続開始決定の有無を、破産手続開始通知書を受領した場合は免責許可決定の有無を意識しながら案件を管理するとともに、適切な調査を行うべきである。

**イ 家賃滞納者が破産し免責決定を受けた際における債務の決算上の処理方法（滞納整理事務及び不納欠損処理）について**

通常、広島市が弁護士等から受任通知を受領し、債務者が破産手続開始の決定を受けた際には、まず履行期限の繰り上げ（マニュアル 86 頁）を行い、その後に債務者が免責決定を受けた場合は、その後に債権放棄して不納欠損処理を行うことになる（マニュアル 172 頁）。

家賃滞納者が破産手続終結決定又は破産手続廃止決定とともに、支払いきれなかった債務について免責決定を受けたとしても、上記債務は自然債務として残存する。自然債務は、債権者において訴えをもって履行を請求しその強制的実現を図ることができなくなり、上記債権については、改正前民法第 166 条第 1 項に定める「権利を行使することができる時」を起算点とする消滅時効の進行を観念することができないというべきである。そのため、破産者が免責決定を受けた場合、上記債権について消滅時効を観念することができない（最三小判平成 11 年 11 月 9 日民集 53 卷 8 号 1403 頁）。

そこで、自然債務を不納欠損処理するためには、議会の議決を経て権利を放棄する必要がある。

しかし、家賃滞納者が破産手続終結決定又は破産手続廃止決定とともに、支払いきれなかった債務について免責決定を受けた場合、債務が発生してから5年経過をもって消滅時効が成立したとして不納欠損している案件が散見される。

**【監査の指摘】**～家賃滞納者が破産し免責決定を受けた際における債務の決算上の処理方法について

現状、自然債務について議会の議決を経て権利を放棄することなく、観念し得ない消滅時効が成立したとして不納欠損処理している。これは民法の理解を誤った処理であることから、マニュアル記載のとおり、議会の議決を経て権利を放棄した上で不納欠損処理すべきである。

なお、例えば、京都市、富田林市、別府市等の自治体における債権管理条例では、市長等が非強制徴収公債権を放棄できる場合を定めており、自然債務について議会の議決を経ることなく権利を放棄することができる仕組みになっている。広島市においても、上記債権管理条例と同様の条項が制定されれば、自然債務の処理が適法かつ円滑に行われるものと思料する。同指摘は平成23年度包括外部監査結果報告書においても行われているところであり、広島市として積極的に検討することが望まれる。

#### ウ 滞納家賃等に対する請求（滞納整理事務及び退去滞納者に対する対応）について

地方財政法第8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定する。

これを受けて、広島市債権管理事務取扱規則第9条は「債権の管理に関する事務は、法令又は条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも市の利益に適合するよう処理しなければならない。」と規定している。

上記条項を前提として、広島市は、整理要綱第12条第3項に「住宅政策課は、退去した滞納者で、前項の納付指導にも応ずることなく、滞納家賃を納付しないものについては、必要に応じて徴収停止又は法的措置等を講ずるものとする。」と規定している。上記条項に基づき、退去滞納者で滞納家賃等を納付しないものに対する法的措置の実施等について、実施要領第4条に最終通告書を送付した後、納付期限までに滞納家賃等を納付しない者について、住宅政策課は(1)債務名義を取得している者について強制執行の申立て（ただし、税情報の調査等の結果、給与及び預貯金等の資産の差押えが可能であると判断した場合に限る。）、(2)債務名義を取得していない者について支払督促の申立て、という法的措置を実施すると規定している。

しかし、店舗利用している者が長期間家賃を滞納しているにもかかわらず、最終通告書を送付されず、引き続き利用している案件が存在する。また、市営住宅等か

ら退去した家賃滞納者に対して、滞納家賃の納付指導を行ってから一定期間経過したにもかかわらず最終通告書を送付していない案件、住宅明渡しの断行を行った後に、滞納家賃を回収するための調査及び折衝を行っていない案件が散見される。

**【監査の意見】** ～滞納家賃等に対する請求について

整理要綱第 12 条第 3 項にいう「必要に応じて」措置を講ずるには、措置を検討するための情報が必要であり、情報を得るための折衝や調査などが必要となる。折衝や調査などを長期間行わず、十分な情報を取得していない中で「必要に応じて」措置を講ずることは困難である。

また、同項は必要に応じて「徴収停止」又は「法的措置」その他の方法を採用することを講ずることを求めているのであり、静観して年単位で案件を放置することを容認する条項ではない。

したがって、長期間折衝や調査などをせず、必要な情報を得ることなく、年単位で案件を放置する対応は改善されることが望ましい。

いまだ施設を使用し続ける長期家賃滞納者に対して、速やかに、最終通告書を送付し、分割納付による家賃納付の申入れがあり、即決和解事務処理基準第 2 条に規定する前提条件を満たし、即決和解に移行できると判断した場合は即決和解を、それ以外は明渡等請求訴訟の提起をすることが望ましい（整理要綱第 19 条、第 20 条）。

退去家賃滞納者に対しては、納付指導に従わない者に対して最終通告書を送付、また債務名義を取得している場合で実施要領第 4 条第 1 項ただし書の要件を満たす場合は強制執行申立て（実施要領第 4 条第 1 項第 1 号）を、債務名義を取得していない場合は支払督促の申立等（実施要領第 4 条第 2 号）を行うことが望ましい。

また、名義人が外国籍で、入国管理局に外国人登録記録票等を請求しているが所在が判明せず、徴収見込みがないのであれば徴収停止を検討することが望ましい。

これらの処理を行うことなく、消滅時効を迎えて不納欠損処理を行う場合は、広島市債権管理事務取扱規則第 9 条に抵触する危険がある。さらに、確たる判断基準なく法的措置を行われる者と行われぬ者が生じることは行政の対応として公平性に欠けるものであり、望ましくない。

担当課が効率的に業務を行うために、優先順位を設けて滞納整理を進めることは理解できるが、整理要綱や実施要領などの規定に記載されている手続を遵守した上で行っていくことが望ましい。

なお、住宅明渡しの断行を行った後に滞納家賃を回収するために強制執行へ移行できていない主たる理由としては、退去時に家賃滞納者から「納付誓約書兼同意書」を取得できなかったことにより税情報の調査を行えず、強制執行の申立てそのものを検討できなかったからではないかと推察される（実施要領第 4 条、第 5 条）。そこで、税情

報の調査を実行できるよう、入居時に作成する請書の「承諾事項」に、「家賃を5か月以上滞納した場合は税情報について広島市が調査・確認することに同意する」旨の条項を加えることを提案する。

#### エ 即決和解対象者による即決和解違反後の措置（法的措置（即決和解））について

整理要綱第19条は最終通告前の折衝時又は最終通告書を送付した後に、家賃滞納者から分割納付による家賃納付の申入れがあった場合に、即決和解事務処理基準に沿って即決和解ができると判断した場合は、引き続き居住することを認め、簡易裁判所において即決和解することを規定している。

和解成立後は、分割納付又は当月分の納付につき3回以上の不履行があれば、即決和解事務処理基準第7条第1項及び第8条に従い、和解条項に沿って使用許可を取消し、明渡し及び滞納家賃の一括払いを求めることになる。

しかし、即決和解に違反した退去滞納者に対して、所在を特定したまま放置、納付を促す通知文を6か月余り繰り返し送付し続けている案件、即決和解分納納付書を送付したまま1年4か月余り放置している案件が存在する。

#### 【監査の意見】～即決和解対象者による即決和解違反後の措置について

地方財政法第8条を受けて、広島市債権管理事務取扱規則第9条は「債権の管理に関する事務は、法令又は条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも市の利益に適合するよう処理しなければならない。」と規定している。滞納家賃について広島市の利益に最も適合する処理は滞納者からの回収である。

一方、適正な債権管理を怠った結果、債権を時効により消滅させた場合、公金の徴収や財産管理を怠ったものとして、住民監査請求や住民訴訟の対象となる可能性がある。それを避けるために、債権管理事務は適正確実に処理されなければならない。

このことは、即決和解違反者に対しても同様である。即決和解違反者の所在を特定しただけで納付指導を行わないこと及び納付を促す通知文を繰り返し送付したり、即決和解分納納付書を送付したりしても支払がないことでとどめることは適正かつ確実な債権管理事務とはいえない。実施要領第3条及び第4条に従い、最終通告書の通知及び適切な法的措置の検討を行うことが望ましい。

## オ 不納欠損処理について

### (ア) 不納欠損処理を行う時期

不納欠損は既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権等について行うべきである（行政実例昭和 27 年 6 月 12 日）。不納欠損を行うことで回収可能性がある債権の存在を適切に把握することができることから、適切な時期に不納欠損処理されることが望ましい。

しかし、名義人の行方を調査したものの、その行方が不明である案件について、最終納付日から 10 年以上経過しているにもかかわらず、そのまま放置されている案件、折衝状況票における「折衝状況」に平成 31 年 6 月 17 日に消滅時効が成立すると記載されたまま残存している案件、平成 31 年 5 月 29 日に消滅時効が成立すると記載されたまま残存している案件が存在する。

さらに、平成 24 年に破産開始決定通知を受領した案件がいまだ残存している。担当課からは、

- ①最終納付から 10 年以上経過しているにもかかわらず、そのまま放置されているとする案件は、平成 22 年に即決和解に伴う分割納付を開始し、まだ納付期限から 10 年経過していない債権があり、順次消滅時効完成により不納欠損しているもので、放置している事実はない。
- ②平成 24 年に破産開始決定通知を受領した案件については、提訴に伴う債権で、破産手続で債権届出書を平成 24 年に提出しており、今年度以降に不納欠損処理すべきもので、問題ない。

との説明がなされた。

#### 【監査の意見】～不納欠損処理を行う時期について

即決和解事務処理基準第 3 条第 1 項第 4 号は、和解納付分家賃等又は当月分家賃等のいずれかの納付について 3 回以上不履行があった場合は期限の利益を失い、未払残額を一時に納付し、使用許可取消日までに滞納した当月分の家賃を納付する旨規定している。①の案件においても上記条項に従った和解調書が作成されている。その上で、①の案件は退去後 3 回以上不履行があったことから、同号に基づき、期限の利益が喪失しており、滞納者は一時に納付することになる。

したがって、期限の利益が喪失した日から滞納家賃全てについて消滅時効が進行するのであり、分割された債務につき順次消滅時効が完成していくことはない。

また、②については、上記イで指摘したとおり、免責許可決定がなされたことにより自然債務となった債務に対する処理としてマニュアル違反であり不適切である。

したがって、消滅時効が成立し得る債権は 5 年又は 10 年経過後、債権を放棄す

べき債権は議会の議決により債権放棄した後、速やかに不納欠損処理することが望ましい。

なお、公平性の観点から、安易な不納欠損処理は行うべきではなく、滞納家賃に対する回収は適切に行うことが望ましい。

(イ) 消滅時効の管理事務

(2)ウ記載のとおり、地方財政法第8条、これを受けた広島市債権管理事務取扱規則第9条を踏まえると、滞納家賃について広島市の利益に最も適合する処理は滞納者からの回収であるといえる。また、適正な債権管理を怠った結果、債権を時効により消滅させた場合、公金の徴収や財産管理を怠ったものとして、住民監査請求や住民訴訟の対象となる可能性がある。これらのことから、債権管理事務、特に消滅時効の管理事務は適正確実に処理されなければならない。

現在、担当課における滞納家賃等に対する消滅時効は i) 消滅時効成立後における不納欠損処理する際に確認している。また、時効成立を確認する目的で行ってはいないものの、ii) 毎月「滞納者一覧表」をシステムから出力して、その一覧表で滞納開始年月や最終納付日などにより、不納欠損の成立が近いものなどは時効起算日の確認や納付折衝を行うなどしている。

【監査の意見】～消滅時効の管理事務について

上記 i) 及び ii) の確認は消滅時効の管理という目的では行われておらず、その結果、最終折衝日から相当期間が経過しているものの対応が放置されている案件が散見されている。この状況をもって適正確実な債権管理事務がなされているとはいえない。

これらのことから、時効成立時期の確認を主たる目的とした債権管理事務も行うべきであり、当該事務処理により消滅時効が成立しそうな案件が抽出された際は折衝、訴訟提起など適切な処理をとることが望ましい。

上記債権管理事務の一例として、毎月「滞納者一覧表」をチェックする際に、最終折衝日から 90 日以上経過している案件を抽出するという方法を検討されたい。

(ウ) 滞納家賃への一部弁済における消滅時効の起算点

即決和解成立又は訴訟提起による判決取得後に、債務者から滞納家賃に対して一部弁済があった場合、一部弁済が債務の「承認」に当たることから残債務全体について時効の更新が行われる（民法第152条第1項）。

担当課からの正式な回答は上記見解どおりであり、この限りにおいては、担当課の理解としては十分と考えられる。一方で、上記オのとおり、担当課が期限の利益が喪失し分割された債務について「順次消滅時効完成により不納欠損している」と回答していることから、時効の更新に関する理解が不十分であるように見受けられる。

**【監査の意見】**～滞納家賃への一部弁済における消滅時効の起算点について  
職員全体で共有するため、上記見解をマニュアルに明記することが望ましい。

カ 退去滞納者に対する対応について

(ア) 退去滞納者等との折衝期間の間隔

(2)ウ記載のとおり、地方財政法第8条、これを受けた広島市債権管理事務取扱規則第9条を踏まえると、滞納家賃について広島市の利益に最も適合する処理は滞納者からの回収である。そして、滞納者から回収するためには、滞納者の現状を把握するとともに、滞納者へ滞納の事実を認識させることが重要である。

しかし、家賃滞納者又はその相続人との最後の折衝より1年から3年ほど経過している案件が散見される。

**【監査の意見】**～退去滞納者等との折衝期間の間隔について

滞納者からの債権回収が困難であると判断し得る合理的な理由がない限り、滞納者への折衝又は調査などは断続的に行うことが望ましい。

各折衝又は調査など毎の間隔としては、整理要綱第26条に年4回滞納整理強化月間を設けて納付指導等を実施する旨が規定されていることから、最終折衝日から90日以上経過することがないようにすることが望ましい。

(イ) 「滞納請求しない」とした事例における当該判断の根拠及び妥当性

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第 240 条、地方自治法施行令第 171 条から第 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。

例外的に、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるものとされている(地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号)(最二小判平成 16 年 4 月 23 日民集 58 卷 4 号 892 頁)。

つまり、滞納家賃を回収することは地方公共団体が有する債権の管理であることから、回収可能性及び費用対効果等の観点に基づき、債権回収を行うか否かを定めることが求められているといえる。

一方で、折衝状況票の「折衝状況」に、特段、退去滞納者に対して請求を断念した理由を記載することなく、同日に「滞納請求しない」と記載して滞納家賃の回収を中止している案件が散見される。

**【監査の意見】** ～ 「滞納請求しない」とした事例における当該判断の根拠及び妥当性について

「滞納請求しない」と判断する場合はその根拠を明示すべきであり、仮に、回収可能性及び費用対効果等以外の理由により「滞納請求しない」と判断している場合は、「地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」(最二小判平成 16 年 4 月 23 日民集 58 卷 4 号 892 頁) ことに抵触するものであり、差し控えることが望ましい。

(ウ) 退去滞納者の相続人に対する調査

(2)ウ記載のとおり、地方財政法第 8 条、これを受けた広島市債権管理事務取扱規則第 9 条を踏まえると、滞納家賃について広島市の利益に最も適合する処理は滞納者からの回収である。一方、適正な債権管理を怠った結果、債権を時効により消滅させた場合、公金の徴収や財産管理を怠ったものとして、住民監査請求や住民訴訟の対象となる可能性がある。それを避けるために、債権管理事務は適正確実に処理されなければならない。



もともと、現状では、退去滞納者が死亡した後に相続人の調査を途中で打ち切っている案件が散見される。また、相続人の調査を行わず、消滅時効を迎えて不納欠損処理を行っている案件も存在する。

**【監査の意見】～退去滞納者の相続人に対する調査**

家賃滞納者が死亡した場合、家賃滞納分の債務は相続人へ相続されることから、相続人を調査した上で、相続人へ債務の弁済を求めるべきである。その調査を合理的な理由なく打ち切ることは望ましくなく、仮に調査を打ち切るのであれば、その理由を十分検討した上で、折衝状況票の「折衝状況」に記載することが望ましい。

また、相続人が行方不明であることを理由に調査を打ち切る場合は徴収停止の手続も併せて検討することが望ましい（マニュアル 82、83 頁）。

それにもかかわらず、相続人への十分な調査を行うことなく、滞納家賃を時効により消滅させてしまった場合は「怠る事実」（地方自治法第 242 条第 1 項）があったと評価される可能性がある。

(エ) 建物明渡請求訴訟前における鍵の交換

外国籍である賃借人が行方不明となり、その連帯保証人から、賃借人が母国へ帰国したという情報を得たことから、その住宅の使用許可を取り消した上で、建物明渡訴訟を提起することなく、鍵の交換を行った案件が存在する。

**【監査の指摘】～建物明渡請求訴訟前における鍵の交換**

民法は自力救済の禁止を念頭に置いて制定されている（民法第 200 条、第 414 条参照）。例外的に自力救済が認められるのは、「法律に定める手続によつたのでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存する場合においてのみ、その必要の限度を超えない範囲内で、例外的に許される」場合である（最三小判昭和 40 年 12 月 7 日民集 19 卷 9 号 2101 頁）。

この度の案件は、外国籍の賃借人の所在調査のため連帯保証人へ連絡を取り、賃借人が日本に在住しない可能性が高いことまで調査したところは評価に値するが、裁判手続を待っていたら、居住物件に重大な影響が生じることを避けられないなど「緊急やむを得ない特別の事情が存する場合」とはいえない。

したがって、鍵の交換は自力救済の典型例であり、判決等の債務名義を得た上で実現するのが本来の筋であることから、本件のように法的根拠なく債務名義を得ずに鍵を交換したことは違法であると評価される可能性が高い。今後は安易に鍵を交換せず、建物明渡請求訴訟を提起するという正攻法で臨むべきである。